

玄宗の平慮軍節度使育成と小高句麗国

日野, 開三郎

<https://doi.org/10.15017/2329143>

出版情報 : 史淵. 87, pp.1-60, 1962-03-05. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :



玄宗の平盧軍節度使育成と小高句麗国

日 野 開 三 郎

玄宗の中興政治の対外面に於ける最大の力点は世界最強の武力を誇る突厥の防制撃破に置かれ、帝の滿洲政策も詮ずる所その側面工作に外ならなかつた。半世紀に近い帝の治世の大半に近い開元末迄の三十年間は唐がそれ迄の劣勢を取戻し漸く対等の線を守り得た時代である。そして此れに続く天寶の十四年間は、開元二十九年の突厥の瓦解によつて唐の對外絶對優勢が確保せられて居た時代である。玄宗が対突厥關係を互角の線に引上げた結果として滿洲の諸勢力は次第に唐の羈縻下に入つて來た。遠隔の渤海や純通古斯系靺鞨諸族は突厥と唐とに兩屬したが、近くの小高句麗は唐に専屬した。これら滿洲諸勢力の羈縻政務を扱つて居たのは安東都護府であるが、此の都護府の羈縻を武力的に支へて居た当面の実力機關は平盧軍節度使であつた。平盧よりも遙かに強大な幽州范陽節度使が更にその背後から大きく支援して居たことも見逃せないが、范陽は平盧一藩の力のみでは不足を來す場合に備へての控へたる役割をもち、第一線の主役は平盧の任であつた。安東都護府が平盧の藩内に置かれ、時に節度使が都護を兼任して居るのは、両者が武力と外交とを分担しつつ表裏一體となつて玄宗の東北政策を遂行して居たことを示す。

玄宗の對外政策の基本方針は、武力侵寇主義の戎狄に対応する当然の策として、強大な軍事力を有つ節度使の沿辺列置による武力辺防体制の確立強化を主軸とし、この武力と併行して招撫を進めると云ふに在つた。平盧軍節度使の設置も要するに此の基本方針に立つもので、全節度使の最東北端に位置し、東北面の諸勢力に対する鎮撫控制の任を受持たされて

ゐた。滿洲諸族に対する外交機関としての復置都護府の羈縻政務は此の平盧軍節度使の武力を背景に運営せられて居たのである。滿洲の諸勢力、特に唐に最も近い小高句麗に対する控制力の強弱は大きく平盧軍の実力に繫つて居たと云へる。逆に云へば、玄宗の小高句麗その他の滿洲諸勢力に対する制圧力の強化確立過程は平盧軍節度使の育成強化過程を通じて窺ひ得る關係に在つたのである。さうした意味で伝存の關係史料が特に少い滿洲方面諸勢力の研究には平盧軍節度使の考察は缺くことの出来ないものと云へる。平盧軍節度使の強化は又玄宗の中興政治下に於ける唐の国力の發展充實の現れであり、従つて平盧軍節度使の研究は滿洲方面に対する唐の制圧力の強弱をはかる唯一の指標としてのみならず、広く当時の一般時代史を明かにする上にも重要な意義をもつものである。然し広い立場からの考察は別の機会に更めて行ふ外なく、此所では主として小高句麗研究の立場から必要な部面を重点的に取上げるに止めておく。

玄宗の復興突厥との対立は、開元四年頃迄がそれまでの劣勢の継続、五年頃から開元末迄が互角、天宝元年以後が突厥の瓦解による一方的絶対優勢であつた。劣勢から対等の時代にかけての玄宗の滿洲政策が突厥対策の一側面工作として展開せられたことは、その工作の具体的内容と共に既に詳考した所である。残る所は突厥の勢力が消滅し唐の一人天下となつた天宝の十四年間に於ける滿洲の動きとそれに対する唐の対策とである。

突厥の瓦解を見た渤海は直ちに北進して建国以来の宿望たる純通古斯系靺鞨諸族の併吞を成就し、やがて国都をも奥地の東京城に北遷した。ここに渤海が一段と国力を増し、今後の大活躍が予想せられるに至つたことは極めて明かで、滿洲政策は今迄の側面工作から大きく転換しなければならなかつた筈である。天宝年間の玄宗の東北政策は此の様な大局の變化を考慮して検討すべきであり、平盧軍節度使に対してそれがどの様な影響を与へたかと云ふことが差当たつての研究焦点となる。

今の河北方面長城以南を所管として居た幽州節度使（河北・范陽、後ち改めて盧龍とも云ふ）は平盧に数倍する大藩

で、平盧を背後から大きく支援し、平盧の東北面控制は此の幽州藩の支援を離れては充分な理解が出来ない関係にあった。然し幽州節度使の研究に深入りすることは出来ないのも、特に必要缺くべからざる部分に就いてのみ、必要な範囲内に於いて簡単に述べるに止めておく。

第一節 平盧軍節度使藩の沿革

平盧藩は藩の置廃や幽州節度使の兼任等が頻繁に行はれた沿革の複雑なものであり、然も史料が充分でない為め可成り誤解せられて居る藩でもあつて、先ずその沿革の正確な究明が必要である。

第一項 創置と会府

新唐書^{卷六}方鎮表の幽州節度使の項に依れば、開元二年、幽州節度使の下に營平鎮守使を置き、平州（今の盧龍県）に治せしめたとある。鎮守は鎮戍等の一般軍団を遙かに凌ぐ大軍団を云ひ、鎮戍が五百人以下を原則として居たのに対し、概ね数千から万余にも達して居た。鎮守使は鎮守軍団の長である。従つて鎮守使の平州駐治は此所に大軍団の置かれたことを意味する。時に本来の營州は尚契丹の手に歸して居たのであるから、此の營州は幽州の漁陽県に僑治して居たものでなければならぬ。又開元二年は此の年から俄かに盛んとなつた渤海や靺鞨諸族の入唐に対処する為め安東都護府が幽州都督（兼節度使）の下から平州に前進せられた年である。營平鎮守の当面の任務が此の安東都護府の武力保護に在つたことは容易に推想せられる所であるが、尚その外に本来の營州奪還を目指す前線の兵団たる意味も寄せられて居たと見る可きであらう。只都護府の保護のみを使命とする兵団ならば當時の一般慣例に従つて安東鎮守使とせられて然るべきである。

唐が營州を本来の地に復置したのは、冊府元龜^{卷九}九二外臣都・備禦門、資治通鑑^{卷二}二二等に依れば、三年後の開元五年三月庚戌で、此の時營州に平盧軍を置き、軍使は都督の兼任とせられたと云ふ。二年後の七年に至り平盧軍使を升して節度使と

した。方鎮表に

升平盧軍使爲平盧軍節度使經略河北支度管内諸蕃及營田使。兼領安東都護及營遼燕三州。

とある。經略使は節度使兼任の外に專任のものもあり、節度使と共に藩帥として扱はれてゐた武職、支度使は藩の財政を、營田使は藩の軍糧田を管掌する職であつて、共に節度使の兼任に歸してゐた。度支・營田の両使に就いては更めて考説する。又藩の領州に就いても別に詳考するが、此の領州に並べられた安東都護はやはり州格の都護府をさしているものと解すべきである。尚此所では非明かにしておかなければならぬのは、平盧軍使と平盧軍節度使との關係である。

府兵制に基く鎮戍が無力化して行くに従ひ、此れに代る辺防軍団として境上に列置せられたのは、先に述べた鎮守や守捉・城・軍等と呼ばれる大軍団で、その長をそれぞれ鎮守使・守捉使・城使・軍使と云ひ、格式としては軍が最も高く、規模も概して大きかつた。此れらの軍鎮諸使は節度使の出現と共に何れもその隸下に入れられた。節度使はこれらの諸使が増加したので、それらを地区的に統合する最高の大司令官として置かれたものである。節度使の駐治する所、即ち會府（大府）の軍団を牙軍と云ひ、その軍使は必ず節度使が兼任する定めであつた。従つて節度使は必ず同時に軍使であつたが、逆に軍使は必ずしも常に節度使であつたのでは無い。牙軍以外の軍使が多数居たからである。或る軍団を牙軍としてそこに新に節度使をおく場合、当時の慣例は「某軍を升して節度使となす」と云ふ表現形式をとつて居た。これらのことはすべて平盧軍節度使に就いても云へることで、方鎮表に「升平盧軍爲平盧軍節度使」とあるのはその一例である。「升平盧軍爲節度使」とあるは平盧軍が節度使となつて軍は消滅すると云ふのではない。軍もそのまま存続して軍使は節度使が兼任して居たのである。平盧軍節度使は必ず平盧軍使を兼ねて居た。平盧軍は平盧軍節度使の牙軍であつたからである。平盧が節度使藩として存続している限り平盧軍使は紛れなく節度使であつたが、さればとて平盧軍使を以て常に必ず平盧軍節度使なりと云ふことは出来なかつた。節度使は往々廢止せられることがあつたが、その際にも牙軍は牙軍としての地

位は失ふが、一軍団としてはそのまま存続せられるのが通例で、当時の文献は此れを「降某軍節度使爲某軍使」の形で表現して居る。従つて平盧軍節度使は廃止せられても平盧軍は牙軍から一般軍団として残り得たわけで、平盧軍使が居るから平盧軍節度使も存在して居た筈であるとは必ずしも云へないのである。

營州は東北経營の前線基地として歴史的に重要な位置を占めて来た所であるから、玄宗がその奪回後二年にして早くも此所に節度使を設けたのは至極く当然と云へよう。同時に安東都護府が營州の管内に進出し、州治の東方燕郡に治したことは先に一言した所であるが、此れ亦玄宗として当然の処置であつたと云へる。節度使と都護とは一体となつて軍事・外交を強力に推進すべき關係に在つたのである。

平盧藩の会府は終始一貫して營州に置かれて居た。方鎮表には天宝二年の条に

平盧軍節度使。治遼西故城、云云、

とし、此の年会府を遼西郡故城に徙したとある。然し此の徙治に就いては大きな疑問がある。先ず第一は、管見の限り会府徙治を伝へた記事が此の方鎮表以外にないと云ふことである。その第二は營州還治の所伝がないにも拘らず平盧軍の会府はその後も引續いて營州に在つた証拠が多数存して居ることである。第三は牙軍としての平盧軍が營州を動いてゐないことである。第三は、天宝二年には都護府が遼西郡故城に遷つた年であるから、会府の徙治が事実ならば両者治所を共にしたことになるが、当時の史伝は歴然と兩治所の分離を記してゐることである。方鎮表の会府徙治は反証のみ多くて傍証がなく、そのまま受容れ難いものである。或は思ふに都護府の移転が会府の移転に混同せられたのであらう。会府の營州不離に就いては後文の論中に逐次確証せられて行く筈である。

第二項 置廢離合と歴代節帥

開元七年創置の平盧軍節度使は天宝初年に所謂十節度使の一として嚴存しており、又天宝末年には安祿山の乱に味方し

て居て、一見、終始連続して存置せられて居たかの印象を与へてゐる。唐方鎮年表八卷の平盧藩の項を見るに、著者吳廷燮は明かに連続存置の見解に立ち、安史の乱に依つて廢藩の止むなきに至つた宝應元年迄（七一九～七六二）の前後四十二年間の歴代節帥十二名を列挙して居る。然し間々空欄の年を挟んで居り、どうしても節帥名の判明しない年代のあることをさらけてゐる。翻つて唐六典^{四卷}職方郎中の項を見るに、節度使の数を八とし、各節度使下の軍鎮名を列挙して居るが、平盧軍節度使の名は無く、平盧軍は幽州節度使下の「一軍団名」として記されて居る。即ち開元二十五年當時は平盧藩は廢せられ、幽州藩に撥入せられて居たのであつて、六典の史料的价值から見て此の事實は否定すべくも無い。即ち一貫存続の考へは誤りで、置廢離合の推移を慎重に検討する必要がある。そしてそれには節帥の任免交迭を丹念に追つて見なければならぬのである。

開元七年閏七月、藩の創置と共に節度使に任ぜられたのは張敬忠で、翌八年四月には許欽澹が此れに代つた。共に会要^{卷七}節度使の項に明記する所である。許欽澹に代つたのは、方鎮年表が李邕の臧公神道碑^{許欽澹}に依つて考定してゐる如く臧懷亮で、交代の年は年表の推定の如く開元十年か、又はその前年の後半頃かであらう。所で臧懷亮の離職の年がはつきりしない。碑文によれば、平盧の節度使として泰山の封札に踴從し、駿奔促來した為め風疾を得、一度治癒して前任に起復し、しばらくして致仕し、開元十七年八月二十二日に京師で薨じたとある。泰山の封札は十三年十一月であるから、それ以後病臥・起復・離職を経て十七年の八月に薨じたわけである。年表は此の経過から懷亮の在職を十三年で一旦打ち切り、十四年を空欄とし、十五年を再び彼の在職とし、十六年以後を再び空欄として居る。空欄は節度使の氏名が不明との意味である。然し病氣から治癒・復任・致仕の時間的経過が果して年表の如く推移したかどうか、証拠のない吳氏の推想であるだけに即信は出来ない。旧唐書^{卷八}玄宗本紀・開元十五年五月癸酉の条に諸親王の九節度の節度大使通領を伝へて

鄂王洎。為幽州都督・河北節度大使。^中 穎王湊。為安東都護・平盧軍節度大使。

とある。彼等は「並不出閤」とあり、現地に赴任しない遥領である。当時の節度大使は多く此の様な遥領の親王等に与へられ、その際の実務は節度副大使が執つて居た。此の時の副大使の氏名は究明してゐないが、とにかく十五年に藩帥の交代があつたことだけは紛れない。平盧は臧懷亮の後任たること疑ひなく、従つて彼は十五年の前半、又は十四年の末年頃迄在職して居たこととなる。当時の節帥の後任任命は時に数箇月を費しており、慎重を要する重要人事であつたことを示して居る。親王の遥領がその後どうなつたかは判らない。十六・七年の平盧の帥は所伝がなく、方鎮年表も此の二年を空欄として居る。続いて十八年の帥名を方鎮年表は唐会要卷九契丹・同年の条に

邵固為可突于所殺。以其衆降突厥。東光公主走投平盧。詔遣使信安王禕・幽州長史薛楚玉等討之。

とあるに依つて薛楚玉なりと比定して居る。節度使は牙軍の軍使を兼ねると共に会府の刺史をも兼ね、会府が都督州である場合は都督又はその代理たる長史を兼ねてゐた。註175従つて幽州長史たる薛楚玉は幽州節度使ではあり得ても平盧軍節度使ではあり得ず、吳氏の比定は明かに誤りである。当時の幽州節度使は趙含章であるから、右会要の薛楚玉は誤りで、資治通

鑑卷二同年五月の条に同一事実を

制幽州長史趙含章討之。

とあるのが正しい。即ち吳氏の薛楚玉説は趙含章とある可きを薛楚玉と誤つた唐会要の記事を信じ、更にその幽州長史を制度的に成立し得ない平盧軍節度使の兼職と考へた二重の誤りに立つものである。但し薛楚玉が平盧軍節度使となつたところがあるのは事実で、只それが二十年以後と考へなければならぬと云ふ若干の年代差が認められるのである。方鎮年表は更に旧唐書卷一薛嵩伝、同書卷一劉全諒伝等の記事(後引)に依つて十九年の平盧の帥も亦薛楚玉なりと比定してゐる。然し此の両伝の記事には薛楚玉の平盧軍節度使在任の日附けが全然なく、それを何年におくかは慎重な検討を必要とする。吳

氏は先に批判した如く二重の誤りから得た薛楚玉の十八年就任説を輕卒に應用して日附けのない兩伝の記事を十九年に繋げたものらしく、確たる根拠のない比定として信用し難い。平盧の帥は開元十六・七・八・九の四年間にわたつて今の所全く判らないのである。このことは平盧の藩としての運命にさへ疑懼の念を抱かせる。

翻つて此の期間の幽州の帥名を方鎮年表によつて見るに、張説（六・七・八）、王峻（八）、裴仙先（九・十二）、李商隱（十五・十七）、趙含章（十八・二十）となつて居り、十三・四年は不明の空欄とせられて居る。精確なことは検討の必要があるが、大体の順を知る参考にはなる。此れらの氏名を平盧の帥の氏名と対照するに、張敬忠・許欽澹・臧懷亮等との間に重複、即ち同一人の二帥兼任や一方の帥から他方の帥への転任等は一切なく、従つて少くとも平盧の帥名をはつきりと辿り得る開元十五年頃迄は人事の面に於ける兩藩間の特別關係は認められない。然し平盧の帥名が史料の上に見出せなくなる十六年頃から事情は大きく變つてゐるのである。

旧唐書 卷一
九 韃靼傳に

開元十三年。安東都護薛泰奏請。於黑水靺鞨內置黑水軍。統更以最大部落為黑水府。仍以其首領為都督。諸部刺史隸屬焉。中國置長史就其部落監領之。十六年。其都督賜姓李氏名猷誠。授雲麾將軍兼黑水經略使。仍以幽州都督為其押使。自此朝貢不絕。

とあつて、開元十六年、黑水靺鞨に対する安東都護府の羈縻政務を幽州節度使に武力援護せしめたことが見える。靺鞨に対する安東都護府の羈縻政策を武力援護するのは本来平盧軍節度使の任務である。それを幽州節度使に委任したのは平盧の任が幽州に移されて居たことになる。此の事實を十六年から平盧の帥名が伝へられてゐないことと結びつけて考へるならば、平盧藩は幽州に併せ領せられて居たと見る外ない。所で此の間に幽州節度使となつて居た李商隱や趙含章等が平盧を兼任したとの所伝はないから、幽州の平盧併領を平盧節度使兼任の形によつて居たと見ることは妥当でない。然らば平盧

は廢藩せられ、その所領や軍鎮は幽州に撥隸せられたかと云ふに、新唐書^{卷六}方鎮表・幽州の項の開元二十年の欄に

幽州節度使兼河北採訪處置使。增領衛・相・洛・貝・冀・邢・德・博・祿・營・鄭十六州及安東都護府。

とある如く、幽州が平盧の會府の營州及び州格としての安東都護府を領したのは開元二十年であつたとして居るから、平盧の廢藩、その幽州への合入は此の年のことであつて、十六年以後此の年迄は廢藩せられて居なかつたと解しなければならぬ。果して然らば平盧藩は十六年以後藩を存置し乍らその主帥を缺員のままとせられ、幽州節度使に平盧節度使の職務を執らせていたこととなる。

平盧の廢藩、その所領の幽州への合入が行はれた開元二十年の六月には十八年に節度使となつた趙含章が贓罪を以て貶謫せられてゐる。その後任となつたのは、資治通鑑^{卷二}開元二十一年閏三月癸酉の条に

幽州道副總管郭英傑。与契丹戰于都山敗死。時節度薛楚玉。遣英傑將精騎一万及降奚擊契丹。屯於榆（渝）関之外。

云云。

とある如く、翌春に節度使として活躍して居たのが、薛楚玉であつた事実から推して、彼に相違なかつたと思はれる。平盧藩の幽州藩への合入は恐らく此の交迭のに行はれたのであらう。所で此の薛楚玉は平盧軍節度使の経歴を有してゐた。旧唐書^{卷一}二四薛嵩伝に

父楚玉為范陽・平盧節度使。

とあり、同書^{卷一}四五劉全諒伝に父の客奴に就いて

少有武芸。従平盧軍。開元中。有室韋首領段普格。恃驍勇数苦辺。節度使薛楚玉。以客奴有胆氣。令抗普格。云云。

とある等はその証である。共に年月の記載が無いので最も肝心な在任の時が明かでない。呉氏が此れを十八・九年に比定してゐることの誤りであることは先に一言した所である。然しその在任が開元二十年の平盧の廢藩以前でなければならぬ

ことは更めて論ずる迄もない。又同じ藩鎮ではあるが、平盧の小藩に対し幽州は特大藩として格式が上に在つたと見え、平盧の帥から幽州の帥に榮転した例は今後に続出して居るが、逆の例はない。此の様に考へると、楚玉の平盧軍節度使就任は幽州の帥となる以前であつたに相違なく、恐らく平盧の帥から幽州に転じたのであらう。趙含章の貶謫は二十年六月であるから、楚玉の幽州入りは遅くとも此の年内であつたであらう。此の頃の大節度使の後任には決定迄に數箇目を経て居るものがあり、例へば二十七年六月に失脚した幽州の張守珪の後任として李適之が任命せられたのは半年後の十二月であつた（詳細後述）。然しこれはその長い例であるから、薛楚玉の幽州就任も大体年内であつたと見て先ずは誤りないであらう。

薛楚玉の平盧就任が二十年六月以前であることは推察出来るが、それ以上の決め手はない。然し敢て推想するならば、彼の平盧就任は趙含章の貶謫に関係をもち、六月を溯ること余り遠くない時期ではないかと思はれる。開元も二十年代に入ると、巨大藩鎮の帥を交迭する唐朝の態度は慎重たらざるを得なかつた。殊に懲罰的な罷免を行はんとする場合に於いては万一に備へて細心の配慮をしなければならなかつた。趙含章の罷免に就いても同様であつた筈である。即ち彼の贓罪を知つた朝廷は、此れを即座に貶黜するの危険を慮り、先ず彼の反抗が起らぬ手配を終へて後ち断乎たる処置に出る可きであつたと思はれる。時に幽州節度使は平盧の藩務をも併せ行つて居たので、彼を罰するには先ず此れを取上げて彼の勢力をそぐ必要がある。平盧の藩務は幽州節度使に委せて居たが、藩そのものは廃して居たのではない。そこで唐朝は平盧藩に再び節度使を任命し、薛楚玉を此れに充てて幽州を背後より牽制し、又幽州が奚・契丹等と結んで叛抗する危険を断たしめたのであらう。そしてその態勢が出来上るのを俟つて趙含章を罷免し、それが二十年六月であつたのであらう。全くの推想にすぎないが、相似た処置が數年後にも取られており、そよれり類推して充分あり得る推測であると考へる。果して然らば楚玉の平盧在任は數箇月程度の短いもので、その就任は二十年の初めか、早くも十九年末以前には溯らなかつ

たであらう。

幽州節度使が平盧の藩務を行ひ、兩藩を一帥の手に統合したのは、毗伽可汗の下に強大となつた突厥の勢力を背景に恃んだ契丹・奚の叛抗、唐土に対する侵寇が猖獗を極め、小藩平盧の力のみでは對抗し難く、兩藩合同の力で当る必要があつたからである。趙含章貶黜の当時は契丹・奚の暴掠が絶頂に達して居た時期である。趙含章の罷免に慎重を期したのは、此の強敵を控へてその前面の防衛第一線に内紛の起るを恐れたためでもある。即ち趙含章対策として一時は平盧・幽州を分離し、それぞれに専任の節度使を任命したものの、当時の辺状は兩藩が打つて一丸となつた強力な活動を要請して居たのである。趙含章の罷免が事なく終了し、平盧の薛楚玉が幽州に榮転すると共に平盧を廢藩して幽州に合入し、従前よりも鞏固な兩藩の一丸化を断行したのは、右の要請に応じたものに外ならぬ。

薛楚玉は翌二十一年に幽州を離任し、張守珪が此に代つた。旧唐書^{卷一}の伝に

二十一年、転幽州長史兼御史中丞・營州都督・河北節度副大使。又加河北採訪処置使。

とあり、彼も亦營州都督を兼任の形で平盧藩の故領を併有統轄して居たのである。彼は大いに業績をあげ、長年兇暴を恣にし、従来の節度使が如何ともなし得なかつた契丹の巨酋を平げ、二十七年六月迄在任した。此の期間を通じて平盧藩の故領を併有統轄して居たことは、旧唐書の同伝に

二十六年。守珪裨將趙堪・白真陀羅等。假以守珪之命、逼平盧軍使烏知義。令率騎邀叛奚衆於湟水之北。云云。

とて、平盧軍使が張守珪の命を受けて勦いて居た事実のあるに徴して明かである。開元二十五年に成つた六典に平盧軍節度使の名が挙つてゐないのは廢藩中であつたからである。所で方鎮年表は右の平盧軍使烏知義を以て平盧軍節度使と解し、平盧藩存続の見解を取つてゐるが、その誤りであることは平盧軍使烏知義が幽州節度使張守珪の命を承けて行動してゐる一事のみからしても明白である。平盧軍節度使は同時に必ず平盧軍使であつたが、平盧軍使は必ずしも平盧軍節度使

であつたとは云へないこと、先に述べた如くである。節度使は中央直屬の地区最高軍司令官で、たとへ互の間に大小の差はあつても、他藩の帥の命令で動かされることは無かつた。平盧軍使烏知義が同時に節度使であつたとすれば、幽州節度使の命で動かねばならなかつた筈はないのである。右記事に記す如く、張守珪の裨將等は守珪の命なりと偽つて平盧軍使烏知義に逼り、いやがる彼を無理やりに叛奚と戦はせた。烏知義の勲功人望を嫉んでのことである。戦は初め烏知義に有利であつたが最後に大敗した。守珪は此の敗北を祕匿してゐたが、中央のかぎつける所となり查察使が遣されたので、守珪は此れに賄した所、それが又ばれて、二十七年六月、括州刺史に貶せられた。更に重料に処せらる可き筈の所、今迄のどの節度使も手に負へなかつた契丹の屈利・可突于等を平定し、在任中に大いに治績を挙げた功勞に免じて減料せられたものであると云ふ。^{註176}契丹の平定は平盧の幽州への合入の必要が解消したことを意味する。彼の後任は李適之で、就任は二十七年十二月である。此れに二箇月後れて翌二十八年二月、王斛斯が平盧節度使に任ぜられた。^{註177}契丹・奚の平定によつて合体の平盧藩が再び独立し専任の帥を迎へたことを知る。所で吳氏の方鎮年表は曲江集の「勅烏知義書」に、「勅平盧節度・營州都督烏知義。云々」とあるに依つて烏知義が平盧節度使であつたことを確め、その就任を二十二年に置いてゐる。彼が平盧節度使に就任したことは右の勅によつて紛れないが、それが二十二年の就任であつたと断定すべき手掛りは無く、吳氏も別にその根拠を示しては居ない。一方、烏知義が二十六年に至るも尚一平盧軍使として幽州節度使に屬して居たことは先に掲げた張守珪伝に明記してゐる所であり、更に旧唐書^{卷二〇〇}史思明伝に

初事特進烏知義。^中張守珪為幽州節度。奏為折衝。云云。

とあつて、烏知義の部下たる史思明の昇任を幽州節度使張守珪の手で行つて居ることからも確められる。張守珪は部下たる平盧軍使烏知義の敗戦の責を問はれて貶せられたのであるから、烏知義が平盧軍使として張守珪に隸屬して居た關係は張守珪が幽州節度使を罷めさせられた二十七年六月の前後迄続いて居たと見なければならぬ。即ち烏知義の節度使就任は

二十七年又はそれ以後で、王斛斯が平盧軍節度使となつた二十八年二月以前でなければならぬこととなる。

張守珪の貶謫は烏知義の敗北に由因する。守珪の在任は足かけ七年の長きに及び、此の間、東北辺境の瘡をなして居た契丹・奚を平げる偉勲をたて、事実上二藩分の大兵を握り、牢固たる地位勢力を築いて居たことが察せられる。此れを奚・契丹の衰亡後に尚そのまま留めおく必要はなく、そのままの在任は却つて跋扈の危険なしとしない。それが彼の貶謫せられた根本の原因に相違なく、狡兎死して煮られた狗の觴があるが、然し烏知義の敗北事件が罷免に利用せられたことだけは紛れない。さすれば烏知義の敗戦に対する責任も問題となる筈であつた。然し彼の平盧軍使在任は実に長く、彼が第一線戦闘部隊の長として最適任であり、將士の信望を得てゐたことが充分察せられる。彼を処罰することは戦場で長らく生死を共にして来た將士、特に奚との戦に敗北した生き残りの將士を動揺せしめる恐れがある。殊に烏知義の敗北は彼を嫉む他の諸將の陰謀にかかつたもので、それだけに彼に対する同情も集つて居た筈である。此の烏知義を長年平盧軍使に置いたのは彼の力を高く評価した張守珪であり、又守珪の功績の大部分は烏知義の善戦に負ふて居たのであつて、この様な相互の深い信頼が他の諸將の嫉みを買つたのであるが、かかる密接な間柄の二人を同時に処罰するは、二人がそれぞれ幽州・平盧の実力者であるだけに、唐朝としても大いに危惧したであらう。この様な情況を考慮した後ち曲江集の「勅烏知義書」を回顧するに、彼が契丹・奚の制圧に尽した功勞をたたへ、渤海・黒水の経営にも彼に期待する所多しと述べ、更に時春初なりと雖も尚寒きにより部下將士の平安を希むと詔してゐる。^{註178}明かに平盧軍の安撫を内容とする勅で、此れが張守珪の処罰による平盧軍の動揺を防ぐ意味を有つてゐることは推察に難くない。春初とあるからには二十八年の正月であらう。果して然らば烏知義は二十八年正月に平盧軍節度使として此の詔勅を受けたのであるから、その就任は前年内のことであつたと見る可きである。思ふに、張守珪の処罰による前線の動揺を防ぐため、先づその兇端となつた烏知義の敗戦は問責しないとの態度を示すこととし、一応烏知義を平盧軍節度使に昇任し、張守珪の罷任、李適之の就任が円滑に終

了したのを俟つて、二十八年二月、烏知義をも罷免し王斛斯に代へたのであらう。烏知義の敗北には同情すべきものがあつたにしても敗戦の責は終に免れる可くもなく、特にそれが張守珪事件に直結してゐた以上、結局は問責せられる運命に在つたのである。

烏知義の節度使への昇任には張守珪の処罰に絡る唐朝の工作の意味が含まれてゐるが、此の昇任は平盧藩の復活を意味するものであるだけに、契丹の屈服と云ふ平盧藩独立の客觀的状況の成立がより根本的な要因をなして居たことを見落してはならぬ。烏知義に降した勅文に、平盧藩の今後の活躍の方向として渤海・黒水の経営に期待すると云つてゐるのは、契丹の与へて居た重圧が取除かれたことを示す。平盧藩が烏知義の罷任後も王斛斯に引きつがれ廢藩となつて居ないのは、平盧藩の復活が根本的には客觀的状況の変化に対応したものであることを示す。つまり平盧藩は契丹の平定により開元二十七年の後半頃に復活せられたのである。

平盧軍節度使王斛斯は開元二十九年七月に幽州節度使に移つた。李適之の後任である。所が王斛斯の転出したあとの平盧藩の取扱ひに就いての所伝が複雑で正しい事実の見分けが難しい。旧唐書^{卷二}安祿山伝、資治通鑑^{卷二}開元二十九年八月の条の記事等に依れば、王斛斯転出後の平盧を統べたのは兵馬使であつた安祿山で、斛斯転出の翌八月、營州都督・平盧軍使に任ぜられたとある。營州都督が只平盧軍使を兼ねたとあるだけでは節度使の置廢は判らない。所が旧唐書の伝には続いて「以平盧為節度。以祿山撰御史中丞為使」とあるから、此れに依れば王斛斯転出のあと暫らく節度使をおかず、ややあつて祿山を節度使に任じたこととなる。平盧藩は天宝元年には十節度使の一として嚴存して居るから、祿山の就任はおそらく元年と云ふことになる。つまり二十九年七月の王斛斯転出から翌天宝元年の或る時期迄平盧は節度使がおかれて居なかつたのである。そこで此の期間の平盧藩の支配がどうなつて居たかが問題となる。

王斛斯為幽州節度使。幽州節度副使安祿山。為營州刺史充平盧軍節度副使・押兩蕃・渤海・黑水四府経略使。

とあつて、王斛斯転出と共に、幽州節度副使の安祿山が營州刺史・平盧軍節度副使に充てられたと云つて居る。此の記事は資治通鑑^{卷二}一四開元二十九年八月の条の胡註に引く実録と全く同じで、恐らくそれに依つたものと思はれる。会府の刺史は節度使が兼任すると云ふ通規に照せば、平盧軍節度副使の營州刺史（兼都督）兼任は節度副使が節度使の代理を行つて居たことを意味し、延いては節度使は置かれて居なかつたこととなり、先の結論と一致する。果して然らば、斛斯転出のあとの平盧は節度使は任ぜられなかつたが廢藩せられたのではなく、節度副使に代理させて居たのである。安祿山の平盧軍節度副使は幽州節度副使を以て充てられたとあるが、平盧よりも幽州が格式に於いて上位にあつたのであるから、右の關係を幽州から平盧への転出であつたと見ることは難しい。新唐書・方鎮表には

幽州節度副使領平盧軍節度副使。治順化州。

とあつて、両節度副使の關係を安祿山同一人による兼領としてゐるが、正にその通りでなければならぬ。つまり安祿山は幽州節度副使として節度使王斛斯の最高幹部たると同時に平盧軍節度副使兼營州都督・平盧軍使として平盧節度使の代理たる地位を占めて居たのである。

開元二十九年は突厥の瓦解、渤海の北進開始、靺鞨諸族の相次ぐ集團來投等、東北辺外に大事件が次々と展開した年である。此の激動に対応する為め唐が再び平盧と幽州との一丸化を必要と考へたことは当然推測せられる。二十九年七月の王斛斯の平盧から幽州への転任は此の一丸化の具体化をはかる為めの人事であつたのであらう。平盧から幽州に移つた王斛斯から見れば、安祿山を初め平盧の全將士は彼の旧部下であり、それだけに統御し易かつたわけである。彼の幽州転出は兩藩の一丸化をはかる人事としては最適であつたと云へる。彼は平盧時代の旧部下たる安祿山を拔擢して平盧軍節度副使とし、平盧の藩務を統轄せしめると共に、幽州節度副使にも任じて彼の命令系統下におき、この形を以て兩藩の一元的

指揮体制を作り上げたのであらう。平盧藩は廢藩せられたのではなく、一元的指揮の爲めに節度使をおかなかつただけである。節度使を置けば兩藩は抗衡して一方が他方を指揮することは制度的に許されなくなる。開元十九年以前の平盧と幽州との關係の内容も或は此れに類したものであつたのではないかと思はれる。

開元二十九年の東北辺外に於ける激動は唐境に被害を及ぼすことなくして落着き、却つて突厥の圧迫から解放せられた安心感を与へた様である。天宝元年に「以平盧爲節度。以祿山爲使」したのは、兩藩の一丸化の必要なしと見た唐朝が平盧に節度使をおいて幽州の指揮から独立せしめたものに相違ない。唐会要^{卷七}六 節度使の項に依れば、天宝元年十月、裴寬が王斛斯の後任として幽州節度使となつてゐるから、王斛斯の幽州罷任はそれより若干月前で、平盧の分離、安祿山の節度使就任は恐らく此の幽州節度使交代の際のことであらう。幽州節度使は天宝元年に范陽節度使と改名せられ、元年に平盧の節度使となつた安祿山が三年に范陽に移つて平盧をも兼ね、天宝十四年十一月此の兩藩の兵を以て叛旗を翻したことは学界周知の如くである。

平盧軍節度使藩沿革表

年次	藩沿革	節度使氏名
開元七年	創置、獨立	張敬忠・許欽澹
同一年頃	幽州藩帥の一元指揮	臧懷亮・頤王澄
同二〇年	廢藩、幽州藩に合入	
同二七年	復藩、獨立	烏知義・王斛斯
同二九年	幽州藩帥の一元指揮	
天宝元年	獨立、專任	安祿山
天宝三年以後	幽州藩帥の兼任	(安祿山)

以上、平盧軍節度使藩の沿革をその置廢と節度使の氏名とに就いて考証した結果を要約して表示すると上掲の如くである。開元七年の創置より天宝十四年の安祿山の謀叛迄三十七年間のうち、廢藩期間は七年、従つて三十年間は存置せられてゐたこととなるが、專任の節度使をもつた獨立の年数は僅かに十三年ばかりで、あとの十七年間は幽州節度使の一元的指揮の下に置かれて居た。廢藩中を合せて二十四年間に幽州の指揮統轄下に在つたこととなる。尚平盧

藩は安祿山の挙兵後も宝応元年（七六二）迄七年間存続して居るのであるが、挙兵後に就いては更めて考察することとする。

第二節 平盧軍節度使藩の任務と職制

所謂十節度使は外部からの武力侵寇に対抗する為めに辺境地帯に列置せられた強力な軍事機関で、その使命達成の要諦は戦力の保持強化に在ったこと勿論であるが、此の戦力の保持強化を具現すべく組織せられてゐた各節度使藩の機構職制はかなり複雑であつた。基本的には節度使藩としての類型、共通の制度を有してゐたが、長大な地域に分置せられ、対抗す可き勢力を異にして居た關係から、その立地条件や対敵の相違に対応したそれぞれ独自の機構職制をも有してゐた。平盧軍節度使の場合に就いても同様で、共通的な職制と独自の職制とを併せもち、独自の職制はその立地条件と対敵勢力の實際とに対応したものであつた。従つて平盧軍の分担してゐた防衛任務と此の藩の職制とは切離して考へ難いものである。以下、平盧軍節度使藩の任務と藩の主な職制とに就いて考察する。尚安東都護府は此の節度使の機構中に吸収せられて行つた重要な職制であるが、既に先に詳考してゐるので割愛する。

第一項 任 務

平盧軍節度使は本来滿洲勢力の羈縻に當る安東都護府の武力援護機関として置かれたのが、都護府の全面的後退、節度使の發展と云ふ時代の潮流に乗つて東北政策推進の花形となり、逆に都護府を節度使の機構の中に吸収して行つたものである。従つてその第一の任務は滿洲勢力の鎮撫に置かれて居た。資治通鑑^{卷二}一五^{註179} 天宝元年初頭の条や通典・旧唐書等に記されて居る十節度使の説明中、平盧の条に

平盧節度。鎮撫室韋・靺鞨

玄宗の平盧軍節度使育成と小高句麗國

とあるは、平盧の任が滿洲勢力の鎮撫にあつたことを示す証拠である。ここに云ふ靺鞨とは渤海靺鞨とその他の純通古斯系諸靺鞨を含む一切の者を指す。渤海以外の諸靺鞨の中では黒水が代表的な強大部族であつた。先に紹介した「勅平盧節度・營州都督烏知義」の中に

渤海・黒水近復歸國。亦委卿節度。

とあるは、平盧の鎮撫責任が渤海その他の諸靺鞨を包括して居たことを示す一証である。黒水以外の靺鞨諸族は天宝の初め頃に悉く渤海に征服せられ直轄領民に編入せられたのであるから、天宝以後の任は事実上渤海と黒水との二勢力に集約せられて居たわけである。室韋鎮撫の実例としては先掲の旧唐書^{卷一四}劉全諒伝に彼の父の客奴が平盧軍節度使薛楚玉の命を受けて室韋の兇酋段普格を襲斬したとある所伝に於いて此れを認めることが出来る。

安東都護府の羈縻する諸勢力のうち最も深い關係を有つて居たのは小高句麗國である。従つて平盧が鎮撫の責任を有つ第一の勢力も小高句麗であつた筈である。所が此の小高句麗と平盧軍節度使との關係を伝へた文献は不思議にも見出されない。その理由は判らないが、とにかく此の國の鎮撫が平盧の重要な任務であつたことは疑ふ可くもない。

平盧の任は靺鞨諸族・渤海・小高句麗・室韋等、安東都護府の羈縻して居た諸勢力の軍事的鎮撫を以て第一として居たが、その會府の營州は奚・契丹の住域に連接してゐたので、併せてその經制鎮撫にも當らねばならなかつた。旧唐書^{卷九}契丹伝に契丹の可突于の叛を述べて

營州都督（平盧軍節度使）許欽澹。令薛泰帥驍勇五百人。^{略中。}合衆以討可突于。云云。

とて、二代目の節度使として平盧藩創置の翌開元八年に就任した許欽澹が後ちに安東都護となつた薛泰をして叛抗契丹の酋長を伐たしめており、又二十八年正月に降されたと推定せられる先述の「勅烏知義書」の一節に、彼の努力によつて「契丹及び奚、一心我に歸する」に至つた勞を賞しており、又先に詳述した如く、烏知義が張守珪の裨將等に迫られて叛

奚を伐つており、平盧が奚・契丹の鎮押に當つて居た実例は少くない。平盧軍節度使の任は渤海・黒水等諸靺鞨・小高句麗等の通古斯系諸勢力と室韋・奚・契丹等の東胡系諸勢力、地域的に云へば滿洲から東蒙古の諸族に対する鎮押に在つたのである。

第二項 職 制

節度使は方面の最高軍司令官として軍政・軍令の權を握り多數の軍鎮兵力を統轄して居た外、広大な地域を領して州県の行政統轄權をも賦与せられ、更に管内の財政權をも大幅に認められて居た。又辺境の地として大抵夥しい帰投異民族を擁し、それらの統治をも掌つて居た。これらの權限に伴う職責を果すために種々の職制が設けられており、それらの職制には、先にも述べた如く、各節度使共通のものと、その節度使のみの獨特のものがあつた。これら職制の主なものに就いて平盧軍節度使の場合を概観しておく。但し軍団兵力と所領の州とに就いては項節を更めて詳考する。

(イ) 経略使と諸蕃使 先に挙げた新唐書・方鎮表・幽州・開元七年の条の平盧軍節度使創置のことを述べた記事に

升平盧軍使爲平盧軍節度経略河北支度管内諸蕃及營田使。

とあつて、その兼領する諸使として経略使・支度使・諸蕃使・營田使等をあげてゐる。諸蕃使の名は翌八年四月に二代目の節度使となつた許欽澹の就任を伝へた唐会要^{卷六}七^六節度使の項の記事にも

除許欽澹。又帶管内諸軍諸蕃及支度營田等使。

と見えてゐる。平盧藩の領域内、特に会府たる營州の周辺には來投異民族の羈縻州が夥しく置かれており、その民族も契丹・奚・突厥・靺鞨その他滿・蒙・土の諸族が入り交つてゐた。管内諸蕃使は此れら來投安住の羈縻諸族、即ちその慣習に従つて自治するを許されて居た諸蕃の鎮撫を職とするものであつたと解せられる。経略使は分散來投した少数派異民族ではなく、原住民として大きな勢力を有つ異民族に対し、發展して行く漢民族との磨擦を防ぎその暴掠を鎮押撫諭して行

く使職として節度使の出現以前から辺境の軍使等に与へられ、節度使の設置と共にその兼領に吸収統合せられて行つたものである。平盧節度使の兼領する経略使の対象は当然奚・契丹や満洲の諸族であつたと考へられる。平盧軍節度使はやがて幽州節度使の一元指揮下に置かれ、続いて廢藩併入せられ、再び独立したのは開元二十七年末頃であるが、此の復活平盧藩の節度使には諸蕃使兼領の明証が伝存せず、経略使も四府経略使と改められてゐる。諸蕃使の名は消えても羈縻諸蕃の州は依然として多かつたのであるから、その鎮撫を節度使の任務としてゐたことには変わり無かつた筈である。四府経略使は、新唐書・方鎮表・幽州・開元二十八年の条に

平盧軍節度使兼押兩蕃・渤海・黑水四府経略処置使。

とあり、此れに対応する唐会要^{卷七}八節度使の項の記事に

開元二十八年二月。除王斛斯。又加押兩蕃及渤海・黑水四府経略処置使。遂為定額。

とある如く、正確には兩蕃・渤海・黑水四府経略処置使と云ひ、此の場合の兩蕃とは説明を俟つ迄もなく契丹と奚とであつた。四府は奚の饒樂都督府、契丹の松漠都督府、渤海の忽汗都督府、及び黑水都督府である。

創置当初の平盧軍節度使としては管内諸蕃の鎮撫が可成り大きな仕事であつたであらうが、玄宗の治世下に充実して来た唐の国力が此の落を通して遠く辺外の地に波及浸透して行くに連れ、平盧の威制も併行的に強力化して管内雜住の來投諸蕃に対する鎮撫は殆んど問題でなくなり、對蕃活動の力点は専ら辺外の遠蕃に移されて行つたと考へられる。一方、東北辺外では渤海が靺鞨諸族を併吞して満洲を渤海と黑水との兩勢力に二分した形をとり、奚・契丹は張守珪や烏知義等によつて大打撃を被つたとは云へ尚塞外の強大勢力たるを失はず、東北辺外の問題は事実上この四勢力に対する接衝に絞られてゐた。経略の使額が四府に定制化せられたのは、この様な平盧藩担当地域の形勢の推移に対応したものと解せられる。四府の定制化は室韋を除外したかの觀と与へるが、彼等が边防に危険な存在である限り除外せられる筈はない。それ

が兼任使職名に添加明示せられてゐないのは、奚・契丹や渤海の住地を越えて遙かその北方の地を根拠とする室韋のこととて、一部南下の者を除けば、平盧軍節度使の辺防に事実上殆んど大して關係する所が無かつたからであらう。四府経略使の兼任は平盧の任が渤海・黒水等の満洲勢力と契丹・奚等の東蒙古勢力との鎮押に在つた先述の実情を制度の上に明確に打出したものであるが、この様に節度使が制度的な権利義務として渤海・黒水等の満洲勢力の経営に直接乗出すに連れ、それだけ安東都護府の存在意義が薄れて行くのは当然で、安東都護府が實質的に平盧軍節度使所領の州格に成り下り、都護が一部督刺史同然と變つたのも経略使としての節度使の異民族羈縻行政への進出に押された結果である。旧唐書^{卷九}玄宗本紀・開元二十九年七月の条に依れば、安祿山が幽州と平盧との兩節度副使を同時に兼任し、且つ平盧節度使の任を執行したことを伝へて

為營州刺史充平盧軍節度副使・押兩蕃・渤海・黒水四府経略使。

とあり、降つて旧唐書^{卷一四五}劉全諒伝にも

十五載（天寶Ⅱ至徳元年）四月。授客奴柳城郡（營州）太守・撰御史太夫・平盧節度・支度・營田・陸運・押兩蕃・渤海・黒水四府経略及平盧軍使。

とあつて、定量化せられた四府経略使の兼領が長く踏襲せられて居たことを示してゐる。

(四) 營田使　辺防軍の屯駐する所は人煙稀な僻地が多く、さうした所では兵糧の現地調達は思ひもよらなかつた。加ふるに正税たる租庸調を負担する丁男、即ち課丁の登録数は国初より玄宗の即位する頃迄僅かに五十万乃至二百万程度に止まり、従つて租粟の歳入額も一百万乃至四百万石程度にすぎず、高宗以後年々激増して玄宗即位の初めには五十万前後にも達して居た軍鎮兵の兵糧を租粟で賄ふことは絶対に不可能であつた。一兵の年間給食量は当時の量制で粟十二石（米七石二斗）を基準とし、二百万乃至四百万石の租粟は全量を兵食に充当したとしても、軍馬を飯に除外して考へても、二三十

万程度を支へ得たにすぎない。實際は租粟の収入は厨料・禄粟や機動部隊の兵食等を給するにさへ不足し勝ちの状態であつた。辺境の常駐軍鎮はつとめて自給自足する外なかつたのである。軍糧田の経営には、兵自ら耕作して全収穫を軍に収める形と、小作人を募り小作料として収穫の一部を軍に収める形との二つがあり、宋代では前者を屯田と云ひ、後者を營田と云つて區別して居るが、唐代では軍の管理する軍糧田をすべて營田と云ひ、營田の語を屯田と小作營田との何れの場合にも使用してゐる。辺境軍鎮の軍糧田の経営は初め屯田の法によつて居たが、開元二十五年頃から小作制、即ち宋代に云ふ營田様式に切換へられ、それと前後して田畝の整理縮少が行はれた。初めは住民の稀な僻地として軍兵自ら耕作する外なかつたのが、有力兵団の屯駐による治安の確保、消費需要の高まりを背景とする内地からの流民・客戸の入植、来投異民族の定着帰農、老退兵の土着帰農等が盛んとなり、國家の奨励助成と相俟つて現地農民の労働力が急増し、軍糧田の小作制経営や耕田払下げが可能となつて行つたのである。

玄宗の課丁檢括策が効果を顯はし、その登録数が大いに増大したのは開元二十年頃からで、此の年には大約四百万に達し、更に急増を續けて天宝末年には八百万人を超えた。此れに伴つて租粟・庸調布絹共に歳入の急増を見、開元二十五年の前後から租粟の相当量を軍鎮の兵食に回充し得る裕りが出来た。然し現實には輸送に困難な險遠の僻地が多く、従つて現地調達の方針を全面的に放棄することは出来なかつた。幸に現地に土着の農民が急増し、穀物の生産量が増大して居たので、収入の急増した庸調の布絹を送つて現地の和籾を盛んにした。布絹が貨幣的機能を有つた物資であつたことは周知の通りである。和籾の盛んとなつたのはやはり開元二十五年の前後頃からで、軍糧田の整理縮少や屯田から小作營田への切換へなど、明かに軍糧の収入を減少せしめる処置が開元二十五年の前後から行はれて居るのは、租粟の回充や和籾の増大によつて軍糧田による自給自足の緊要度が弛んで行つたからである。然し軍糧田の必要性は天宝末迄尙相當に強く残存し、その経営は通じて辺軍の安危にかかはる重要事であつた。かくて節度使は必ず管内の營田使を兼ねて軍糧確保の責め

に任じて居た。^{註18)}平盧軍節度使が創置以来營田使を兼領して居たことは、先に挙げた新唐書・方鎮表の平盧藩創置の欄（開

元七年の条）に節度使の兼領使職として経略・支度兩使と共に營田使をあげており、唐會要^{卷七}節度使の項にも、翌八年

四月に二代目の節度使となつた許欽澹の兼領使職として支度・營田使をあげて居ること等から確証せられ、又此の營田使

の兼領が定制として長く続いたことは、先掲の旧唐書^{卷一四五}劉全諒伝に天宝十五載（至德元年）四月平盧軍節度使に任ぜら

れた劉客奴の兼領使職を列举して支度・陸運・四府経略等と共に營田使を記してゐることから確証せられる。平盧の屯田

は、資治通鑑^{卷二}開元五年三月庚戌の条に

復置營州都督於柳城。兼平盧軍使。管内州縣鎮戍皆如其旧。以太子詹事姜師度為營田・支度使。与慶礼等築之。三旬

而畢。慶礼清勤嚴肅。開屯田八十余所。^{中略}數年之間。倉廩充實。市里浸繁。

とある如く、開元七年の節度使設置よりも以前、即ち五年の營州奪回、平盧軍の設置と同時に着手せられ、營田使・支度

使もその時から置かれ、開置した屯田は八十余所にも及び、その収入で倉庫充実にしたと云ふ。旧唐書^{卷一八五}宋慶礼伝に

依れば

開屯田八十余所。追拔幽州及漁陽・淄・青等戸。并招輯商胡。為立店肆。數年間。營州倉廩頗實。居人漸殷。

とて、屯田の開置と共に内地の河北・山東方面から農民を強制移植し、又商胡を招いて營州の繁栄をはかつたとある。安

祿山が此の商胡の出身であつたことは一般に知られて居る如くである。六典^{卷七}工部・屯田郎中・員外郎の条に記された

各藩諸州軍の詳しい屯數記事は開元二十五年頃のもので、既に軍糧田は縮少しつつあつた時代であるが、平盧藩の屯數を

拾ふと、平盧軍が三十五屯、安東都護府が十二屯、合計四十七屯となる。此れに天宝以後平盧藩に撥入せられた平州の三

十四屯、渝開守提の十屯を加へると、合計九十一屯となり、辺境の一屯は五十頃を基準として居たから大約四千五百頃に

達し、当時の最低畝収量粟一石で計算するも一年の收穫量は粟四十五万石以上に及んで居たこととなる。然し天寶年間の

軍糧田は屯田から小作営田に移され、軍の得て居た數は右の收穫量の四割程度であつたから、兵糧の上りは二十万石足らずであつた計算となる。一兵一年の食粟量を十二石として一万五千人を支へ得るにすぎない。天宝元年の平盧藩の兵力は營州平盧軍が兵一万六千人、馬四千二百匹、安東都護府が兵八千五百人、馬七〇〇匹、此れに天宝以後領域に加へられた平州盧龍軍の兵一万人、馬五百匹、渝關守捉の兵三千人、馬百匹を合せると、總計兵三万七千五百人、馬五千五百匹となり、二万人以上と軍馬との食糧分が不足する計算となる。長城内に在る平州の分を除いて長城外の地だけに就いて見れば、四十七屯の営田と二万四千五百人の兵數との關係から来る食糧不足分の計算は大約一万七千人分となり、兵糧の大部分と全馬糧分とを営田以外からの補給に俟たねばならぬ実情に在つたことが知られる。平州地区はともかくとして、長城外の地は久しく契丹に占有せられて異民族が住民の主体をなし、漢民族は極めて少かつた、營州の奪回後、漢民族の入植が強力に推進せられたとは云へ、狄主漢從の住民關係は變つてゐない。それは現地に於ける軍糧の糶買調達を至難ならしめ、結局、補給を域外からの輸送に仰がねばならぬ状態に釘づけせられて居たことを意味する。かくて平盧藩は輸送補給がその存在の爲めに切実不可缺の要件となつてゐたことを窺ひ得るのである。勿論、その數量や緊急度には、兵員數の増加、屯田から営田への推移等による時代的な變遷があつたであらうが、立地的な不利から域外よりの補給を脱し切れなかつたのは、此の藩のもつ最大の弱点として注目すべきである。

(ハ) 海運使 先掲の臧公神道碑を見るに

略上。以功最拜左羽林大將軍。以本官兼安東大都護府都護。撰御史中丞・平盧軍節度使・支度・營田・海運大使。

とあつて、三代目として開元九年後半若しくは十年頃に平盧軍節度使となつた臧懷亮が海運使を兼領してゐたと記してゐる。此の海運使の兼領が彼に初まつたのか、それとも初代以来の制を踏襲したのか、前二代に就いては碑銘の如く精しい資料がないので明確でない。新唐書や唐会要に初代・二代の兼領を詳しく記した所伝があるが、海運使はその兼領の中に

挙げられてゐない。然し三代目の兼領も只此の碑銘に見えるのみで、他には見出せないものであるから、現在に於ける所伝の有無から直ちに兼領の有無を結論することは許されない。海運使の兼領が何時初まつたかは現在の所不明と云ふの外ない。臧懷亮は開元十五年頃迄在職して病退し、その後の平盧は幽州節度使の一元指揮の下に置かれ、二十年には遂に廢藩して幽州に合入せられることとなつた。再び獨立して專任の平盧軍節度使が任命せられたのは二十七年であるが、此の間海運使の兼領がどうなつてゐたかは、此れ亦所伝がなく明かでない。二十七年の平盧の獨立に際しては此の海運使の兼領制を復活したことが史料に明記せられてゐるが、それは新唐書・方鎮表・幽州・開元二十七年の条に

幽州節度。増領河北海運使。

とある如く、平盧の兼領としてでは無く、幽州節度使の兼領に移されてゐた。然し平盧・幽州兩藩間の一体的な關係の長い連続とその深密化の進展とを考へるならば、此の兼領制の移行を以て直ちに補給の受取者が平盧から幽州に変つたことを意味するものと速断すべきではなく、寧ろ受取者はそのまま、只その海運の担当責任者が平盧の帥から幽州の帥に移されたにすぎないものとの見解に立ち、その理由の究明に當るべきであらう。幽州節度使の海運使兼領は天宝末の安祿山の謀叛迄続いてゐた。資治通鑑^{卷二}二 天宝十四年十二月（挙兵の翌月）の条に

^上略。祿山以海運使劉道玄、^略攝景城（滄州）太守。清池（郭下縣）尉賈載、塩山尉河内穆寧。共斬道玄。得其甲仗五十余船。云云。

とあるはその証拠で、此の記事に依り幽州節度使の兼領に移つた後ちの海運使に就いて、その基地が滄州（今の滄県）に在つたこと、少くとも五十隻以上の輸送船を擁してゐたこと、節度使の祿山は部下を海運使に充て、滄州刺史の任をも行はせて居たこと等が知られる。

平盧への補給の爲めの海運使の存置が史料に確認出来るのは、開元十年頃から十五年頃迄と開元二十七年以後との前後

合せて足かけ二十余年間で、前期は平盧の、後期は幽州の兼領制であつたことも確められるが、七年から九年迄と十五年頃から二十七年迄の合せて約十五年間はその存否さへ判らぬ期間である。然し海運使の存否の如何に拘らず、海運そのものが盛んに行はれてゐたことは、幸に此れを証明する好史料が残されて居る。唐水部式に

滄・瀛・貝・莫・登・萊・海・泗・魏・博等十州。共差水手五千四百人。三千四百人海運。二千人平河。

とあるのがそれで、云ふ所の内容は滄・登・萊・海等の沿海諸州から三千四百人の海運水手を、泗（汴河）魏・博・貝（黄河）瀛・莫（溇沱河）等の沿河諸州から二千人の平河（緩流の川を専門とする）水手を徵発することに関するものであるが、沿海四州のうち、海州を除く滄・登・萊の三州は渤海湾に面し、然も滄州は幽州節度使兼領の海運使がその基地とした所であるから、此の海運水手の徵発が渤海湾の海運に使役する為めのものであつたことは疑ひの余地なく、従つて亦平盧への補給の為めの海運に使役せられたものであることも自ら明かである。水部式は開元二十五年の式と云はれて居るから、それは幽州の海運使兼領が定制化せられた開元二十七年以前のこととなる。開元十五年乃至二十七年の海運使存否不明時代と雖も海運そのものは盛んに続けられて居たことを知るに足るであらう。開元七年乃至十年頃迄の平盧藩創置の時代、更に溯つて開元五年の営州奪回直後も恐らく同様に海運が用ひられて居たと見て誤らないであらう。

海運の第一物資は必ずや食糧であつたであらう。平盧の兵糧は現地の調達では絶対に不足してゐたこと先述の如くである。衣賜、即ち軍服用の名目で兵士に与へられる布絹も補給物資の重要品目であつた筈である。安祿山の輸送船五十隻が甲仗を積んでゐたとある先掲の記事から武器・武具も重要な輸送品であつたことが察せられる。かうした軍の直接必要品の外に平盧軍・安東都護府、その他の州県軍鎮の開設拡充や耕田・市肆の開拓建設等の為めの諸資材、時には内地からの強制移民等も輸送せられてゐたであらう。海運は通じて絶えなかつたと思はれるが、時に盛衰増減の推移はあつた筈である。営州を奪回して平盧軍を置き、州県を再建し、大いに屯田を開置した開元五年から節度使を置き都護府を平州から遷

して来た開元七年すぎ迄は建設開拓資材の輸送を大量に必要とした筈で、海運盛況の第一期をなした時代と見る可きであらう。次に平盧を幽州の一元指揮の下に置いた開元十五六年頃から幽州に合入廢藩した二十年を経て再度の平盧藩獨立に復歸した二十七年頃迄は跳梁する契丹・奚との激戦が続いた時代で、消耗が甚しかった丈に補給も大量に要請せられた筈で、海運の第二期盛況時代であつたと見る可きであらう。長城以北の軍鎮は天宝元年迄は平盧軍と都護府の二個にすぎなかつたのが、二年以後は安祿山の指揮の下に七軍団を急増して九軍団となつた。軍需の大激増を来したことは今更論ずる迄もなく、天宝二年以後は海運盛況の第三期時代であつたと考へられる。

海運によつて補給せられる物資はどこからどう運ばれたか、その輸送路線を考へるに、その最大の手掛りとなるのは先に挙げた水部式に見える海運水手の徵募地である。その州は河北の滄州、河南（今の山東を含む）の萊州（掖）登州（蓬萊）・海州（東海）の四州で、初めの三州は渤海灣に臨み、且つ滄州は幽州節度使の兼領する河北海運使の基地となつた所である。従つて此れら四州から徵募の海運水手は平盧へ補給する海運に使役せられたものと見る可きであるが、海運水手をこれらの諸州に求めたのは輸送路線が此れらの州の沿岸を通つてゐたため、海道に精通してゐた彼等を最適としたからであらう。海州は大運河上の要衝たる楚州（淮安）と運河を以て結ばれてゐた。恐らく大運河を北送せられて来た東南の物資を楚州から水運によつて海州に分送し、そこから山東半島を迂廻する海運を以て渤海灣に入り、登州・萊州で積み込まれる物資と共に遠く平盧に送りつけてゐたのであらう。先に掲げた天宝十四載十二月の海運使劉道玄襲殺事件に関する資治通鑑の記事の胡注には

自帝_玄宗_事 事_功 運青萊之粟。浮海以給幽平之兵。故置海運使。

とあつて、胡三省も亦海運路線が山東半島に延びてゐたことを断定してゐる。但し輸送物資を粟に限定し、又その輸送先を幽・平としてゐるのは些か早断で、粟を主とするが他の物資にも及び、輸送先は主として長城以北であつたと解すべき

である。^{註181}勿論、滄州から送り出される海運物資も少くなかつたであらう。海上輸送船の到着地は初めは主として大凌河の流域に集中し、天宝二年以後は遼河の流域にもかなり輻湊してゐたと思はれる。天宝以前は營州・平盧軍・安東都護府等の重要行政機関や軍団が総て大凌河流域に偏在してゐたのに対し、天宝二年以後は、後文に詳考する如く、遼河流域にも多数の軍団が増置せられてゐるから、海上補給もそれに応じて動いたと考へられるのである。大凌河は契丹時代に於いて營州の上流まで航洋船の溯行が可能であり、遼河も鉄嶺附近迄可能であつて、營州や宜州、雙州（鉄嶺の西）等はそれら溯行船の港となつてゐた明証があるから、唐代の海上輸送も此れら両河川の水運と結合して平盧軍・都護府その他の諸要地に比較的容易に物資を届け得てゐたものと思はれる。

長城外遼西一帯への海上補給の物資發送地が河北から山東半島、更にはそれより南の海州をも含み、広大な地域から集荷せられてゐたとすれば、その運営は正に大事業であつたと云はなければならぬ。物資の漕運に於いて常に最大の問題点となり、時にその成否をも左右してゐたのは、受入れの処理ではなく、須要物資の調達・集荷・發送等の面であつた。広大な地域に跨る此の海上輸送を統轄して行く最適の地はその中間の要衝に位置する滄州で、海運使を兼領した安祿山がその基地を此所に置いてゐたのは此の形勢に従つたものと思はれる。又此の広大な地域に分散する大事業を統轄する責任者としては遼西の僻地に在る小藩平盧の帥よりも河北の大藩幽州節度使が遙かに適任であり、寧ろ事業が拡大するに連れてその強大な威望に頼らねばならぬ傾向が強められて行つたであらう。但し平盧と幽州とがそれぞれ独立して抗衡してゐる間柄であれば、平盧の補給に幽州が介入するは体制として許され難く、敢てこれを推行すれば却つて両藩の間に紛糾を生ずること、火を賭るよりも明かである。然し開元十五年頃から後ちの平盧は殆んど独立の期間がなく、或は幽州の一元指揮に服し、或は廢藩合入せられ、支藩同然の隸屬的地位に置かれて居た。従つて幽州が海運補給を統轄したとしても實際上に支障紛糾を来す恐れは無かつたと云へる。開元十五年以前の海運使は平盧の兼任であつたのが、二十七年以後から幽州

の兼領に移されてゐるのは、平盧の支藩的経営方針の確立と聯関して理解すべきものであらう。平盧は開元十五年頃から幽州の一元指揮に入れられ、更に廃藩せられて幽州に撥入せられ、二十七年の分離独立迄十余年の久しきにわたつて両藩一体の關係を續けてゐた。それは熾烈を極めた契丹の侵寇に対抗する為めの処置で、此の間、激しい消耗に対応する海上補給が續けられてゐたことは先に立証した如くであるが、両藩合体中の此の海上輸送を統轄し補給の責めに任じてゐたのは当然幽州節度使であつた筈で、此の状態が十余年も続いた結果として幽州の指揮体制が充分整へられ、又それが成果の上からも優ることが立証せられ、かくて二十七年の両藩分離に際し海運使を幽州の兼領とすることが制度的に定められたのであらう。此の定制の一面に平盧の幽州に対する支藩的隸属關係の定着化が想定せられてゐたことは先述の如くで、それは爾後の兩藩關係にはつきり打出されてゐるのである。最後に補給額に就いて検討すべきであるが、便宜上後文にゆずる。

(二) 陸運使

旧唐書^{卷一四五}劉全諒伝に依れば、至德元年四月、平盧軍節度使に任命せられた劉客奴の兼領使職を列挙して支度・營田・陸運・押兩蕃・渤海・黑水四府経略及平盧軍使。

とあり、陸運使をその一つに計へてゐる。平盧の陸運使兼領に関する史料は此れが管見唯一のもので、その時代は、安史の乱の勃発以後、即ち平盧藩消滅の數年前に属してゐるが、陸運使と並べられた他の諸使は何れも古くからのものであるから、陸運使も此の時に初まつたのでは無く、従前からの兼領制を踏襲したものと見る可きであらう。然しその創置の年代をどこ迄溯らせ得るかは全く判らない。平盧藩は広く遼西の地を領域としてゐたが、実際に軍団や州府を置いて確實に経営の体制を固めてゐたのは、初めの頃に於いては營州治とその東方の燕郡とを中心とする遼西西部の地区に限られてゐた。遼西西部から東部の遼河流域右岸に迄経営の力点を拡大したのは安祿山が節度使となつた天宝以後で、彼が遼西に増置した七軍団のうち六軍団までが遼河右岸から大凌河下流域の間に置かれてゐた。従つて平盧への補給は此の軍団大增置

の天寶以後遽かに激増した筈である。かうした大勢を考へると、陸運使の設置は天寶年間のこと、軍団の大増置により海運の補給のみでは間に合はず、更に陸運をも併行せしめる必要が生じたためではないかと推測せられる。平盧の領内は全体に人口少く生産乏しく、従つて領内一地区の缺乏を同じく領内他地区からの転送で補ふことは望み得べくもなかつた。軍需の激増は結局領外からの補給に依つて賄ふ外なかつたのである。陸運使の主任務は恐らく領外からの移入物資の輸送に在つたと見る可きであらう。勿論、領内各地区間の輸送も扱つたであらうが、それも主として領外から海陸両路によつて持込まれた物資を荷揚地から現場に運ぶ仕事が主であつたに違ひないであらう。陸運による藩外からの物資補給は、地理的に見て幽州藩經由のもの以外にはあり得なかつたわけである。陸運使關係の史料は上掲の記事一個にすぎないため、上述の推測以上に一步も越え得ないが、もし此の推測が容れられるとすれば、少くとも天寶以後の平盧は財的に藩外から海陸両路の補給を得て初めて存立し得る藩となつてゐたこととなる。そして海運は幽州が、陸運は平盧自身が責めに任じ、一見如何にも両藩が分担協力してゐたかの觀を呈してゐたが、それは制度の形式面に於ける關係であつて、實質的には幽州節度使の安祿山が長く平盧の節度使を兼任してゐたのであるから、結局、平盧の補給は幽州節度使安祿山の一手に握られてゐたわけである。然も平盧はその地理的な位置に制約せられて幽州藩經由以外の路線による補給は望めない立場に置かれてゐたのである。

(四) 支度使 支度使は軍の財政を管掌する使職として大軍鎮に置かれ、節度使が發達すると共にその兼任に統合せられて行つたものである。平盧軍の場合も、資治通鑑^{卷二}開元五年三月庚戌の条に

復置營州都督於柳城。兼平盧軍使。管内州縣鎮戍皆如旧。以太子詹事姜師度為營田・支度使。云々。

とある如く、開元五年の創置と共に支度使が置かれ、又新唐書・方鎮表の開元七年の項に

升平盧軍使為平盧軍節度・經略・河北支度管内諸蕃及營田使。云云。

とある如く、節度使の創置と共にその兼領に移されてゐる。そして此の支度使が管田使と共に平盧軍節度使の撤廃の日迄その兼任とせられてゐたことは、此れ迄に紹介した如く、翌八年就任の二代目節度使許欽澹、三代目の臧懷亮、天宝に入つての安祿山、至徳元年就任の劉客奴等、その兼職名の伝へられてゐる者に就いては必ず支度使が加へられてゐることから充分明かである。支度使の職掌に就いては、六典^{卷三}戸部・度支の項に

凡天下辺軍皆有支度之使。以計軍資糧仗之用。每歲所費。皆申度支而會計之。以長行旨爲準。

とある如く、藩軍の財政を掌理し、武器武具食糧その他一切の軍需に就いて會計の役目を果すに在つた。その職務の遂行規定は長行旨を以て示され、毎年その決算を中央の度支に報告し監査を受けることとせられてゐた。度支は戸部管下四司の一で、六典の同卷に

度支郎中・員外郎。掌支度国用。組賦少多之數。物産豐約之宜。水陸道路之利。每歲計其所出而支其所用。

とある如く、毎年の租税収入の多少を計り、又歳出に於ける必要物資の種類と額高、その支出の場所等を勘案し、それらの物資を調達す可き場所、支出場所迄の輸送の難易等を調べ、収入と支出とを額高・種類・場所等凡ゆる面で調整して行くのが職責であつた、各藩の支度使はその支出の額高品目等を計算し、そのうち管田その他の自藩内収入で賄ひ得る額高品目を差引き、不足分を中央の度支に申請し、中央からの補給額の裁定を受け、支出後は決算書を提出して監査を受けてゐたのである。

辺防軍事機関としての十節度使はそれぞれその広大な地域の防衛責任をもち、その立場から常時臨戦態勢に在る膨大な兵力を握り、情勢に応じてそれらを敏速に機動せしめ得る権限を与へられてゐたが、その為めには財政面に於ける相当大幅の独立性が要求せられ、此の要求に対応する処置として相当多数の州が節度使の所管に入れられてゐた。領州に就いては更めて論及するが、かうした節度使財政の独立性も国家財政の大局に即応した埒内に於いて認められねばならなかつた

ことは勿論で、この全体と各藩との調整に当つたのが度支と支度使であつたと云へる。平盧藩は他藩に比して領域狭く戸口少く、土地貧瘠で生産振はず、然も勁悍を以て知られる契丹民族の侵寇に兵馬多事を極め、それだけに中央からの補給を多く必要としてゐたのであるから、支度使の職も中央からの支給をより多く獲得することに重点がおかれてゐたことと思はれる。尚節度使は採訪処置使を兼ねたものが多かつたが、平盧は道制の関係から此の使職には關聯が薄かつたので考説を省く。

以上を要するに、辺防の地区最高軍司令官としての平盧軍節度使がその責任を遂行する必要から兼領してゐた職は主なもののみで経略使・営田使・海運又は陸運使・支度使等の多きに達してゐたが、営田使・支度使等の兼領は各節度使に共通のいはば当時の節度使の基本的な構成様式であり、又経略使も相当数の節度使に兼領せられており、本藩特有の兼領使職は只海運使、及び海運使が幽州の兼領に移された後ちの陸運使のみであつたのである。

第三節 幽州節度使藩との關係

平盧軍節度使藩は幽州節度使藩との間に特別な關係を有ち、然もその關係は年と共に幽州藩に対する隷属的な方向に推進せられて行つた。このことは此れ迄の考説中に既に充分窺はれる所であるが、更に此の關係を専考し、此れ迄の所論を補強することとする。

第一項 玄宗の辺防戰略体制と兩藩

玄宗時代の盛唐に真向から対立し絶えず国境を脅かしてゐたのは、塞外の覇者として稀有の大帝国を築いて居た突厥である。節度使の制度はその防衛の爲めに生れたもので、所謂十節度使のうち嶺南・劍南を除く他の八藩はすべて突厥の侵寇に備へたものである。中国の辺防は古来長城線の防衛確保を以て基本方針としてゐた。幽州節度使は此の長城線の最東

部を突厥勢力の侵寇から防衛する為に置かれたものである。然し長城線の確保は長城線を防衛の第一線とする体制の下に於いては頗る困難であつた。特に長城線の東西両末端部に於いては長城線の確保を長城線の防衛によつて期待することが特別困難で、極端に云へば到底望み得べからざることであつた。

史上に反覆せられてゐる中国と北方統一勢力との対立に於いて東方の満鮮勢力と西方の西域諸勢力との動向がその優劣決定の一要因として常に大きな作用をなして来たことは学界周知の如くである。それは唐と突厥との対立に於いても例外でなく、契丹・奚や滿洲勢力をどちらが制圧下におくかは直ちにその優劣に響いてゐた。唐が此れらの諸勢力を制圧して優勢を克ち取り、長城線の防衛を確保する為めには長城線を越えて遼西の地を確保しなければならなかつた。そこは契丹・奚の住地であり、又滿洲と中国とを結ぶ交通幹線の通過地でもあつたからである。かくて遼西確保の為に置かれたのが平盧軍節度使である。即ち平盧軍節度使は遼西を確保して奚・契丹や滿洲の勢力を制圧し、それによつて突厥を側面から牽制しつつ幽州節度使の長城線防衛を安泰ならしめる唐の戦略体制の所産であつたのである。但し遼西は地域狭く、漢人少く、且つ天産乏しく、更に長城線の山岳地帯を越えて遙か彼方に位置してゐたので、此所に強大な大軍団を配し、平盧軍節度使を巨大藩鎮に育てることは容易でなかつた。天宝元年の調査に依ればその兵力は三万七千五百人であるが、それは此の年に平盧藩の所領に移隸せられた長城内の平州に在る軍兵一万三千人を加算してのことで、此の藩の本来の領域たる長城外遼西の兵力は二万四千五百人にすぎず、突厥に対抗する八節度使のうち、兵力二万の北庭、二万四千の安西と共に三小藩の一であつた。最大の藩は兵力九万一千四百人の幽州范陽で、もしその平州を平盧の領有に割与した天宝元年以前の兵力を計へれば十萬四千人を越えてゐたこととなる。又幽州の領域は肥沃で戸口も稠密な河北大平野を包括し、財力的にも恵まれた藩であつた。特殊な關係をもつた二藩のこの様な大小貧富の著差は、二藩制による東北辺防の戦略体制を実際に運営する上に当然配慮せられなければならぬ重要な条件となつてゐた。

第二項 辺防上の役割關係

平盧軍節度使が遼西の地を確保して對滿交通を衛りつつ東北の諸勢力を鎮押し、以て塞外の強敵を側面から牽制し、長城線の防衛を助けて行く本来の使命を果す為めには、渤海や靺鞨諸族の外に遼西に蔓る契丹、奚の鎮撫にも当らねばならなかつたのは当然で、事実、此の節度使が小藩にも拘らず此れらの諸勢力の鎮押に大活躍を演じてゐたことは先に詳考した如くである。所が十節度使の辺防上の役割を説明した資治通鑑^{卷二}一五^一天宝元年正月の条の記事には先にも紹介した如く

平盧節度。鎮撫室韋・靺鞨。

とあつて、平盧の辺防役割を靺鞨（渤海を含む）。室韋に限定せられてゐたかの如く記し、契丹・奚の鎮撫に就いては同じ条に

范陽節度。臨制奚・契丹。

と記して恰も幽州藩の専任であつたかの如く扱つてゐる。^{註183}然し平盧藩はその設置の趣旨から当然奚・契丹の鎮押にも當る可きであり、事実又大いに奮闘してゐたのであるから、恰も平盧は靺鞨・室韋を、幽州は奚・契丹をそれぞれ専門に分担してゐたかの如く記してゐる右の説明はそのままで受取り難い。若し右の説明が唐朝から各節度使に与へた指示をそのまま取入れたものであるとすれば、平盧の奚・契丹に対する奮戦は越權となり、平盧の遼西確保といふ使命は果せられなくなる。實際にはその様な制約は考へられないから、右の説明はその簡単な字句の表面的な解釈に満足しないで、何故此の様に事実と矛盾するが如き説明記事が出て來たかと云ふ経緯の究明を通してその考察を深く掘り下げる必要がある様と思はれる。

渤海やその他の靺鞨諸族は獮農經濟を営み、民度の向上發展してゐる者ほど農業の比重を高め、従つて又定着的であつた。彼等の發展活動はその住域たる滿洲内部の開墾に精力の重点をおき、對外的には、時に奴隸労働力の充実に迫られた

者が部族的な抄掠行為に出ることはあつたが、異民族に対する侵寇を経国の方針とすることは殆んどなく、寧ろ国内の經濟的文化的發展に必要な貿易の振興に努力してゐた。此れに反して契丹・奚は遊牧生活を営み、勁悍好戰、寇抄を以て生活手段の重要要素とし、特に中国に対しては隙あれば侵掠してゐた。然も彼等はやがて契丹大帝國を築いた民族として極めて活気に満ちてゐた。突厥の隆昌時代には契丹の侵寇はその援助を背景に恃み、それだけにその制御は一層難しかつた。此の様に考へると、平盧軍節度使の鎮押対象として手強はかつたのは渤海や諸靺鞨ではなく、契丹・奚であつたことが明かである。翻つて平盧藩が幽州の一元指揮に属し、更に陞藩併合せられて久しく幽州に隸属してゐた時代、即ち開元十五年頃から二十七年迄を再顧するに、それは突厥の威を借る契丹・奚の侵寇威力が猖獗を極めた時期であり、二十七年の平盧藩の復活は彼等が鎮靜に歸した頃であつた。此の事實は契丹・奚の侵寇威力は小藩平盧の独力では到底抗し難く、大藩幽州との二藩合同の力で当らねばならなかつたことを実証するものである。逆に渤海や靺鞨諸族が此の様に強烈な侵寇を起したことはなかつた。つまり幽州藩の現実的な防衛戰參加は契丹・奚の叛寇の際のみに限られてゐたのである。「范陽節度、臨制奚・契丹」なる先掲の記事は、幽州が边防上に果した役割をかうした現実の面に於いてのみ把へた説明で、原則的な説明と見る可きではあるまい。二藩制による東北边防の強化体制と云ふ大方策に立脚して考へるに、東北辺外に在る勢力は靺鞨・室韋たると奚・契丹たるとを問はず、すべて平盧・幽州の両藩に取りひとしく鎮撫の責任対象とせられてゐた筈であるが、長城内に在る幽州は大藩であつたのに対し、長城外遼西に在る平盧は防衛第一線に立ち乍ら却つてその立地条件に制約せられて小藩たらざるを得なかつたので、此の現実即した實際の両藩連營は平盧を前線防衛軍として先ず敵に当らせ、力及ばざる時背後の大藩幽州の力を動員する形をとつてゐたのであらう。

第三項 边防の非常指揮關係

平盧・幽州の二藩が一元指揮の体制に移された場合は边防が非常事態に陥つた時である。軍の二元指揮は戦力を分裂弱

化せしめる恐れがあるから、非常時対策として一元指揮がとられたことは当然の措置として肯けるが、此の一元指揮に於いて指揮権を与へられたのが必ず幽州側であつたことは一応注意すべきである。前線部隊たる役割を荷ひ、従つて敵情に通じ、実戦に慣れてゐたのは平盧であるから、非常時乗切りの為めの一元指揮が行はれる際の指揮権は平盧に与へるのが最も有効な措置であつた筈であるが、實際は必ず逆となつて居たのは問題として考察する必要がある。

平盧と幽州とは藩鎮としては対等である。節度使は共に中央に直屬し、相互の間に縦の指揮系統はなかつた。然し同じ藩鎮間にも大小輕重の差があつたことは先述の如くで、幽州は第一の大藩であつたのに對し、平盧は最小級に屬する藩であつた。幽州の格式が平盧の上に置かれてゐたことは容易に察せられるであらう。平盧の節度使から幽州の節度使に転じた者の例は薛楚玉（開元二十年）・王斛斯（同二十九年）・安祿山（宝宝三年）等数人に及んでゐるが、逆に幽州から平盧に移つた節度使の例は一人も見出せない。この事實は平盧から幽州への転任が榮転であるのに對し、その逆は左遷であつたことを意味し、従つて幽州の格式が平盧の上に在つたことを示す証拠となる。格式に上下の差があつた以上、一元指揮の際の指揮権を上格の幽州に持たせるのは当然となる。一元指揮には兩藩併置のままの場合と平盧を廢藩して幽州に合入した場合があつた。廢藩した場合は節度使は幽州一人となること、更めて云ふ迄もない。兩藩併置の場合は二節度使兩存が一応考へられないことはない様に思はれるが、實はそれは制度的にあり得ないことであつた。節度使は共に中共直屬の軍司令官で、節度使間に上下の命令系統は立てられないこととなつてゐたからである。かくて兩藩併置のままの一元指揮に於いては、先に考証した如く、一つの藩の專任節度使は置かれず、一元指揮に當る藩の節度使の兼攝とせられてゐた。かうした兼攝に於いて、專任を平盧側におき、幽州をその兼攝として一元指揮の体制を作ること官制の原則から出來ないことであつた。下格の節度使が上格の藩を兼任してその兵を指揮することになるからである。兩藩の一元指揮に於いて常に幽州側がその指揮権を握つてゐたのは、主としてその藩格の上下に因つてゐたのである。此の場合、敵情や実戦

に暗い者が却つて總指揮に当ると云ふ弊害は、一元化に際し、幽州節度使を解任し、平盧軍節度使を幽州節度使に榮転せしめる操作によつて緩和するを得た。平盧から幽州への榮転例は、開元二十年の薛楚玉が平盧の廢藩、幽州への合入を伴つた人事であり、二十九年の王斛斯が二十七年に分離してゐた兩藩を再び一元指揮に置いた際の人事であり、天宝三年の安祿山が天宝元年に分離してゐた兩藩を又もや一元指揮とした際の人事であつて、平盧から幽州への転任はすべて一元化の際に限られてゐるが、その所以は右の様な事情を以て説明すべきものと解せられる。因みに边防上の非常態勢たる指揮の一元化が開元二十九年に行はれたのは、此の時突厥大帝国が瓦解したので、その影響としての塞外の万一の動搖に備へたものであり、案外波瀾がなかつたため忽ち兩藩分離の形に戻したものと思はれる。天宝三年の一元化は、開元二十九年の突厥帝国の瓦解を絶好の機と考へた渤海がその宿望とした純通右斯系靺鞨諸族の併呑を目指して北進を開始し、敗れた靺鞨諸族の集団が続々と奔亡して安東都護府の保護を求め、満洲の地に大動亂の兆ありと唐側に見られたからである。此の動亂は結局渤海の北方発展として満洲内部の事件以上には發展せず、唐朝の边防に直接の影響のないことで判つたが、然も一元指揮の態勢が永く続けられたのは、一元指揮者となつた安祿山の不逞な野望をひそめる巧な駆引に由る所が大きかつたのであらう。

節度使の平盧から幽州への転任は、平盧の將兵を旧部下とし、幽州の將兵を新部下とするので、此の転入節度使が一元指揮をとつた場合の握兵力は強く、それだけに強力な指揮権を振ひ得たわけであるが、それは対外軍事活動に於いて成果を大きくする態勢であると共に、内に向つての叛亂戦力を強化せしめる態勢にも通ずるものであつた。安祿山の大叛亂はかうした態勢の下に引き起されたものであるが、此の叛亂に示された彼の強大な戦力から推すに、その拳兵以前の一元指揮期間、即ち天宝三年から十四年末迄の平盧藩の東北諸勢力に対する鎮押威制は平盧藩一代を通じて最も強力に發揮せられてゐた時代であつたと見る可きであらう。

第四項 藩の財政關係

平盧藩の財政が藩内の財力のみを以てしては非常な不足を來し、域外からの大量補給によつて調整を得てゐたこと、その補給輸送の中心をなす海運の運営は次第に幽州藩の手に歸し、開元二十七年の両藩分離に際し海運使の幽州兼領が制度的に定められたこと等は先に述べた如くである。天宝元年の平盧の軍鎮は合計四、その總兵力は三万七千五百人、別に軍馬五千五百があり、その四千二百は平盧牙軍の所屬であつた。一兵の年間食糧は粟十二石（米にして七石二斗、即ち一日米二升）馬糧は三倍の粟と藁三百六十捆（毎日粟一斗・藁一捆、一捆は二十斤）を基準としてゐた。此の基準に従つて算出した右兵馬数の必要給食量は年間に粟六十四万八千石、藁百九十八万捆となる。當時の藩内營田の収入は二十万石足らずと推算せられるから、その差約四十五万石は軍糧田以外から補給しなければならなかつたわけである。その財源の第一として考へられるのは租粟であるが、平盧藩内の編民戸口数は、天宝の最大統計數に於いてさへ、長城内に在る平州が三千一百一十三戸、二万五千八十六口、遼西地区の營州が九百九十七戸・三千七百八十九口、燕郡が一千五百八十二戸（口數不明）、遼西故郡城が五千七百一十八戸・口一万八千一百五十口、總計僅かに一万一千余戸、四万七千余口にすぎず、全藩の總戸口數を以て内地の一大県の程度にすぎぬ状態であつたから、^{註184} 租粟の収入は殆んど問題となり得ぬものであつたと見る外ない。加ふるに天宝二年以後は遼西地区内に一躍七軍団の増設があり、兵馬の數はそれに伴つて激増した筈であるから、所要の軍糧もその數を飛躍的に増大したと思はれるが、管内の編民戸口數は大して増さず、従つて租粟の収入にも見る可き増加があつたとは考へられない。軍食の外に文武官の祿粟や官庁の厨料等も相当に必要である。それら一切の需要を合はせると、平盧の糧粟不足は天宝時代に於いて少くとも五十万石以上、百万石には達しない程度であつたのではないかと推測せられる。衣賜の名目で兵に支給せられる布絹も亦少くなかつたが、遼西は産絹地でないから、その大部分を藩外からの補給に俟たねばならなかつたと考へられる。それらの不足分は支度使によつて計算せられ、支度使と度支との

交渉によつて中央から補給せられ、海運使・陸運使によつて河北・河南から輸送せられてゐたわけである。所が此の平盧藩への中央からの補給額は文献に全然伝へられてゐない。中央からの補給は平盧に限らず、殆んどの藩が受けてゐたのであつて、それら諸藩への補給額は天宝年間ものが悉く伝へられてゐる中に單り平盧のみ所伝がなく、頗る奇異の感を抱かせるのである。

天宝年間藩鎮補給額表

項目	藩名	羅買用布絹	給衣布絹	別支計布絹	軍粟
朔方	朔方	万匹端	万匹端		万石
河西	河西	八〇	一〇〇		
隴石	隴石	一〇〇	一五〇		
北庭	北庭	八	四〇		
安西	安西	一二	三〇		
河東	河東	四〇	四〇	五〇	五〇
幽州	幽州			八〇	七〇
劔南	劔南			八〇	七〇
群牧使	群牧使	四〇	五〇		七〇
合計		三六〇万匹端	五三〇万匹端	二一〇万匹端	一九〇万石

が実際に補給を受けてゐなかつたことによると説明してゐるが、受けてゐたのであるから、嶺南と同じに見ることは許されない。資治通鑑^{卷二}天宝元年の条には嶺南缺載の理由として上

述の通典の自註を引き、「輕税本鎮以自給」と述べてゐるが、平盧の缺載に就いては「平盧失衣糧之數」とて史料の缺失によるものと説明してゐる。然し嶺南の缺載に就いては自らその理由を説明してゐる通典が、卷六と卷百七十二との二箇所に於いて平盧の缺載を反覆し乍らその理由を説明せず、後人の胡三省に至つて史料の缺失と言つてゐるのは、此の缺失が胡三省の考へた説らしく、批判の余地あることを思はせる。

次に各藩への補給品目を見るに、糴買用布絹と衣賜布絹とを主とし、粟の現物支給は三藩合計百九十万石にすぎず、その現粟を受ける三藩は幽州・河東・劔南など、何れも租粟が大量に入る内地を封領としてゐる藩鎮に限られてゐる。そして此の三藩は他の諸藩にない別支計なる費目の布絹を受けてゐる。又別支計の布絹を受ける三藩のうち、糴買布絹・軍衣布絹の支給を受けてゐるのは河東のみで、幽州・劔南の二藩は糴買・軍衣両布絹とも支給せられてゐない。河東は絹を出さない地であるが、幽州の所領の河北と劔南の領域の蜀とは中国切つての絹の産地であり、又穀粟の産にも恵まれてゐた。全藩鎮のうち幽州・劔南が糴買用及び軍用の布絹を受けてゐないのは、穀は租粟の現物があり、軍衣は現地の生産が裕かで、外から補給する必要が無かつたからであらう。所が此の生産の豊かな幽州や劔南に八十万匹端にも及ぶ布絹の別支計が与へられてゐるのである。別支計がやはり軍用であることは自明であるが、具体的な支途は全然判らない。然も額高は巨大であつた。つまり他の諸藩には無い三藩だけの特別支目で、然も相当の巨額に達する軍用支出であつただけが知られるのである。ではその他藩にない三藩だけの特別支目は何であつたか。河東・劔南は指いて幽州に就いて考へるに、平盧への補給用であつたのではあるまいか。幽州の所領たる河北は粟も絹も屈指の大生産地であるが、平盧の領域たる遼西は此の両物資共に見る可き生産は無かつたのであるから、特別支計の布絹は勿論、粟も亦平盧への補給用であつたと見る可きではないかと思はれる。幽州に支与する軍粟が通典^{卷六}には七十万石とあるのに対し、同書^{卷一}七二や胡註には五十万石とあつて二十万石の差があるのは、北庭・安西・河東等の諸藩に見られる數量の差と共に必ずしも數字の誤伝では

なく、恐らく年代的な増減の推移を反映したもの、即ち調査の年代差によつて出て来た差であらう。同じ天宝時代の給与に實際上の増減があつたとしても異とするに足りない。平盧は天宝二年に軍鎮の大増設があつたのであるから、寧ろ支給も増加があつて然る可きである。幽州の別支計が平盧用であつたと推断するには尚河東や劔南の別支計にも類似の關係が認められるか否かの検討が必要であるが、若し粟七十万（五十万）石と糴買用・軍衣用の布絹八十万匹端とを平盧への補給用と見れば、兵馬数と藩の立地条件とを考慮に入れた他藩との支給比率は略々当を得たものとなる。果して此の別支計の布絹と軍食粟とが平盧用のものであつたとすれば、平盧藩に於いて不足する財物の中央からの補給は一先ず幽州藩に渡され幽州藩から海運などによつて輸送せられてゐたこととなる。そしてそのことが平盧藩への補給額缺載の理由として理解せられることとなる。

以上を要するに、玄宗の東北面に対する辺防は幽州・平盧の二藩制をとり、辺境緊張の際は二藩を一元指揮の下において、両藩の立地条件の相違から平盧は小藩、幽州は大藩として大きな差を有してゐたため、一元指揮の主権は必ず幽州側の節度使に与へられ、かうした形の一元指揮が長びくにつれ、平盧は次第に幽州の支藩同然の地位に陥り、それと共に最も肝心な不足財物の補給も天宝時代には幽州藩に握られ、かくて平盧は幽州に隸属的な形で緊く縛られて行つたのである。安祿山の叛乱は此の様に結合せられた二藩の力を持つて惹き起されたものである。然し平盧が安祿山の謀叛にあくまで従ふか、それとも官軍側に就くかは、その不足物資を官賊何れがよく補給してくれるかによつて決定せざるを得なかつたであらう。

第四節 領 州

節度使は必ず二州以上を領し、その使府を置く州を会府・大府、その他の領州を支郡・巡属等と云ひ、会府の刺史は必

ず節度使自身の兼任とせられてゐた。会府・巡属を合せた節度使の全領域を道と云ひ、道内の支郡は置廢や転属等による異動増減が可成り行はれ、従つて道域は決して固定的でなかつた。平盧軍節度使も小藩乍ら右の一般例に従つて数州を領し、会府は營州に固定して動かなくなつたが、支郡には可成りの異動があつた。天宝の初めに幽州節度使の支郡から割属せられた平州を除く他の諸州は何れも長城外遼西の蕃漢雜住地に在り、ここはやがて勃発した安祿山の乱以後唐朝の支配の全く及ばぬ所となつたため、それらの州県に関する史料は頗る少く、位置・沿革等の究明に困難なものが多し。然し巡属諸州の位置を知らずしてその節度使を論ずることは絶対に不可能なので、煩を厭はず出来るだけ詳考することとする。

第一項 開元年間の領州

新唐書^{卷六} 方鎮表・幽州・開元七年の条の平盧軍節度使創置の記事の一節に

略。兼領安東都護及營・遼・燕三州。

とて出発当初の藩の領州をあげてゐる。營・遼・燕に並べられた安東都護は当然州格のものでなければならぬから、正しくは安東都護府である。復置の安東都護府が理蕃機關たると同時に州格としての機能をも併せ有し、且つ州格機關としての色彩を強めて行つたことは先に詳考した如くである。以下、これらの四府州に就いて考説する。

營州は平盧藩の会府であり、牙軍たる平盧軍の駐してゐた所である。今の朝陽県を治所としてゐたことは更めて云ふ迄もない。その管域は奚・契丹・小高句麗等の蕃地に連り、従つてその界域に他の州府が設けられるか否かによつて州域の伸縮展退があつた。州内は漢蕃雜居し、蕃人が寧ろ多く、漢人は至つて少かつたので、漢人統治の爲めの県は郭下の柳城只一つにすぎず、少くとも二県以上を統轄する当時の州の一般通則から見ても變則的な州であつたが、帰投の契丹・奚・突厥・靺鞨等の部落を以て置いた管下の羈縻州は夥しい数に上つてゐた。旧唐書^{卷三} 及新唐書^{卷九} 九の各地理志・河北道・營州の条に依れば、貞觀十三年の管戸数は一千三十一、口数は四千七百三十二と伝へられ、天宝元年の数は稍々減じて戸

数九百九十七、口数三千七百八十九と伝えられてゐる。会府としての營州の地位は終始変らなかつた。

營州は唐の東北面に於ける最前線の要地で、長城外隔遠の地に在り、東西北の三面共に異民族の住地と接してゐたので、その管域は辺外に対する唐の勢力の進退に伴つて展縮する運命に在り、甚しきは契丹に庄せられて全州域を奪はれ、一時化外に放棄せざるを得ないことさへあつた。又唐の勢力が盛んで州域が拡大せられた際も新な州の設置によつて却つて州域の一部を割隸縮減せしめられたこともあつた。平盧藩の領州としての營州の管域がどの広さに及び、如何なる展縮があつたかは、複雑な辺境の問題として究明に骨の折れる仕事であるが、此の問題の解明に或る程度寄与するのは、他州府の置廢と營州管下に置かれた軍団の位置との考察である。軍団に就いては次節に詳考することとし、先づ他の州府から考へて見る。

最初に取上げなければならぬのは州格としての安東都護府の治所である。平盧藩創置當時の都護府の位置が今の義県に當る燕郡（契丹の宜州）であつたことは先に一言したが、その際は都合を考へて論拠を示さなかつたので、ここにその比定の論拠を詳述することとする。

武経總要・前集^{卷一} 北蕃地理・中京四面諸州・東京と題する所に

東京。即安東都護府治所。州城即古之燕郡城是也。本遼西之地。漢魏間。烏桓・鮮卑所拠。在營州之東。契丹置崇儀軍節度、旧有江南水軍、号通吳軍。置營居之。東（至）医巫閭山。西至霸州二百里。南至錦州九十里

とあつて、東京即燕郡城の前提の下に燕郡城の地理と沿革とを述べてゐる。燕郡は唐代の名称で、今の義県に當り、契丹時代に宜州の置かれた所であることは先に述べた如くであるから、右の記事は結局契丹の宜州に関する宋人の智識を伝へたものとなる。云ふ所の内容は

(1) もと遼西の地であること

(2) 嘗て烏桓・鮮卑が拠つた所であること

(3) 營州、即ち契丹の覇州の東二百里、錦州の北九十里に当り、東は医巫閭山に当ること

(4) 契丹が崇儀軍を置いたこと

(5) 契丹が嘗て江南（南唐）の水軍を置いて通呉軍と称してゐたこと

等、頗る多方面にわたつてゐるが、一方宜州の地たる燕郡の沿革・地理を見るに、それは遼西地区に在り、隋の煬帝の大業八年に遼西郡を設置した時その三管県の一たる瀘河県治の置かれた所であつて、右の第一条に合ひ、又嘗て烏桓や鮮卑の拠つた所として第二条に合ひ、又武経総要の右記事の直前に賈耽の皇華四達記（道里記）を引いて

宜州。按皇華四達記。營州東百八十里。凡九通。至燕郡城。

とあり、新唐書^{卷四}地理志の末尾に引く道里記にも

營州東百八十里。至燕郡城。

とあつて營州・燕郡城（宜州）間の距離を百八十唐里と伝へ、右第三条の二百里と略々一致し、又遼史^{卷三}地理志・中京

道・宜州の条に依るに崇儀軍が置かれてゐたとあつて右の第四条に合ひ、又宜州に通呉軍が置かれたことも紛れない史実

として確証せられるから、^{註 185}武経総要の右記事がすべて燕郡即宜州のことを述べたものであることは間違ひない。勿論、此

の地が医巫閭山の西、錦州の北に当つてゐることは地図に照して一目瞭然である。尚霸州は唐の營州の契丹州名で、後ち

興中府に升格せられてゐる。所で此の様に燕郡即宜州の説明としては沿革・地理共に正確な右の記事が「東京即安東都護

府治所」とて、此の燕郡即宜州を東京なりと云ひ、又安東都護府の治所が置かれた所と云つてゐるのは、頗る理解に苦し

む所である。契丹の東京は遼陽で、燕郡即宜州とは遙かに離れた遼東に在り、両者の比定は見当違ひも甚しいからであ

る。何故この様に途法もなく誤つた比定が混入せられたのか。遼陽府に嘗て安東都護府が置かれたことは紛れない史実で

あるから、「東京即安東都護府治所」なる一句は只此れだけとして見れば些かも誤りのない正しい記事となるが、問題は
その東京を燕郡即宜州に結びつけ、両地名を全く同一地として終つた所に在る。つまり何によつて東京と燕郡即宜州とが
同一地の異名なるかの如く結びつけられたのかと云ふ点が問題となるのである。

遼陽に安東都護府が置かれたのは、正式には儀鳳元年から翌年迄の僅か一年にすぎなかつたが、遼陽と云へば安東都護
府、安東都護府と云へば遼陽を考へる風潮が既に唐代から一般化しており、寧ろ都護府の長年の治所となつてゐた新城州
(撫順)よりも深い關係をもつ州なるかの如く扱はれてゐた。新唐書の地理志に引く道里記に

上。渡遼水至安東都護府。略。中。府故漢襄平城也。

とあるは、此の様な考へ方が徳宗の貞元年間に既に出来上つてゐたことを示す。諸処に移転した安東都護府がその駐在期
間の長い新城州を差措いて逆に最も短い遼陽と此の様に深く結びつけて考へられるに至つたのは、先に契丹の李尽忠等
に營州を奪はれて新城州の安東都護府を維持し得なくなつた唐が、都護府を撤廃して滿洲を放棄し、その地に高句麗遺民の
小高句麗国を建てしめた時、小高句麗国王に安東都督の官を与へ、此れに都護府の一切の権限を継襲せしめると云ふ形式
をとつたことに因由する。安東都督となつた小高句麗国王は遼陽に都し、従つて遼陽は安東都督府治となつてゐた。安東
都督府は安東府と略称せられたが、安東都護府も安東府と略称せられてゐたので、都護府も都督府もその略称に於いては
共に同じ安東府であり、且つその職任も高句麗人統治の最高機関たることに於いて一致してゐた。遼陽の小高句麗国は五
代に入つて契丹に滅される迄長く存続し、従つて遼陽の安東府の名も小高句麗国に対する唐の宗主権が維持せられてゐた
天宝末迄少くとも六十年前後(六九九―七五五)の久しきにわたつて用ひられてゐた筈である。此の様に長期間にわたる
高句麗人統治の中心としての安東都督府の機能と、都護・都督両安東府間の歴史的・名称的關係とが絡みあひ、安史の乱
以後、東北辺外の事情を知り難くなつた中国人に遼陽を安東都護府の本場の如く考へしめるに至つたものと解せられるの

である。

遼陽が安東都護府と不離一体の如く考へられるに至つた事情に就いては上述の如くに解せられるが、此の遼陽が武経総要に於いて燕都即宜州として恰も同一地なるかの如く結びつけられてゐる事情は如何に解すべきであるか。遼東地区と遼西地区とに相離れて存在する両地が一地なるかの如く扱はれてゐるのは、武経総要の記載が実地に即したものでなく、諸資料を綜合しての机上作文であつたことを示すが、それにしても両地が一地に結びつけられたに就いてはそのきつかけとなる何ものかがあつたに相違なく、そのきつかけを此所に求めるとすれば安東都護府を描いて外にない。思ふに唐の燕郡に当る契丹の宜州には此所を安東都護府の故地なりとする所伝が残つており、よつて武経総要又はその所依となつた資料の撰者は、固定的な觀念となつてゐた安東都護府即遼陽の考へを此れに結びつけ、かくて宜州即東京遼陽の記事を作成したのであらう。それは実際の地理を知らぬ者の机上作業であるから、撰者は契丹国人では無く、宋人であつたと見なければならぬ。然しそれはともかくとして燕郡即宜州に此所を安東都護府なりとする所伝が残つてゐたとすれば、その駐治期間はず平盧軍節度使が創置せられ、節度使が都護を兼領してゐた開元七年以後と見なければならぬ。武経総要の地理が遼史の地理志と共に頗る誤謬訛伝の多い書であることは定評のある如くであるが、その誤謬訛伝には、撰者の研究不足が最大の禍因をなしてゐること勿論であるにしても、さうした撰者を謬らしめたそれなりの理由やその理由に釣られて誤謬を犯して行つた過程があつた筈で、さうした理由や過程を追及解明して行けば誤謬訛伝の記事も亦自ら一の資料となる。燕郡と東京遼陽府との混同過程に見出される安東都護府の所在問題もさうした事例の一と見て研究を進める試みが必要であらう。

燕郡が都護府の治所であつたとすれば、唐が遼西地区を契丹の手から奪回した開元五年以後、燕郡は營州治と共に大いに経営整備せられた筈である。かく考へて文献を漁るに、果してそのことを実証する記事が伝へられてゐる。即ち冊府元

龜^{卷九}九二外臣部・備禦門・開元五年三月庚戌の条に掲げられた「復置營州於柳城」の詔の一節に

其營州都督府。宜依旧於柳城置。管内州縣鎮戍等。並准旧額。中。師度(太子詹事)可充營。慶礼(貝州刺史)度支及修築使。游子鵞(屯田員外郎)為之副。宏(營田都督)可兼充燕郡經略鎮副使。仍兼知修築使。云云。

とあるのがそれである。原文には脱誤の跡が窺はれるが、とにかく遼西地区奪回と同時に營州と共に燕郡の經營にも力を入れ、又經略鎮を置いたことが確められる。經略鎮の副を副使と云つてゐるから、此の鎮は鎮將を長とする鎮戍の鎮ではなく、鎮守使を長とする軍鎮の鎮で、兵力も恐らく数千の強大なものであつたのであらう。會府と都護府治とは平盧藩内の二大要地である。都護府治となるべき地は會府となる營州と共に真先に經營修築せられなければならぬ。開元五年の遼西地区奪回と共に營州と並んで真先に修築せられた燕郡の經營は都護府の候補地としてであつたと見る可きである。燕郡に強力な軍団を置いたのは、一つには此所が遼西地区防衛上の歴史的要地であつたことに因るが、又一つには安東都護府の護衛の爲めであつたのであらう。旧唐書^{卷三九}地理志・河北道・安東都護府の条に依れば、都護府が小高句麗の十四州を羈縻してゐた時代の管戸数を一千五百八十二と伝へてゐるが、十四州の羈縻は開元末頃迄で、天寶年間には二十三州に増加しており、又都護府は天寶二年に遼西郡故城に移される迄開元年間を通じて動いてゐないから、右の戸数は開元末年又は天寶元年以前の或る年の燕郡のものと解せられる。地理志の州別戸数が天寶元年のものである点から推してやはり此年のものであらう。天寶二年に都護府が移された遼西郡故城に就いては更めて考説する。

營州・安東都護府と共に平盧の支郡とせられた遼・燕二州の所在に關する究明は頗る複雑困難で、古く隋代に於ける遼西地区の形勢から説き起して行かなければならぬ。但しその主要部分は先に既に「隋の遼西郡に就いて」と題して詳細に論じてゐるので、^{件187}此所にはその成果を取入れて成るべく簡単に概説することとする。

隋の文帝の開皇四五年頃、粟末靺鞨の巨酋突地稽なる者がその部落千數百戸を率ゐて隋の柳城郡(唐の營州)に來投し

た。彼は粟末靺鞨人の一大根拠地たる扶余城（今の農安の西南）に抛り、附近の同族を率ゐて高句麗の支配に抵抗してゐた者で、その来投は抵抗に敗れた亡命であつた。文帝は彼等一党を柳城郡の管界内で燕郡の北方に当る地に安置した。その正確な位置を伝へた史料は無いが、今の義県、即ち燕郡の西北方の四角坂土城の地、即ち当時の燕支城であつたと推測せられる。ここは室韋の中心から洮兒河・西刺木倫を渡り嚮や契丹の地を通つて南下し中国に入る交通幹線、粟末靺鞨の一大根拠地であり北滿奥地に入る交通の関門でもある扶余城から西南行し西刺木倫を渡つて中国に至る交通幹線等が会通する地点として、靺鞨・室韋・契丹等東北諸族と中国との往來上の要衝をなしてゐた。突地稽は智勇兼備の名將であり、又その部族は勇猛善戦を以て聞えてゐたので、高句麗征伐を企てた煬帝は高句麗に対して被逐亡命の怨を抱く突地稽一党の武力を利用せんと考へ、大業八年、遼西郡を設置して突地稽を太守に任じた。遠征の大軍を起したその年のことである。遼西郡は郭下の遼西県の外に懷遠・廬河の二県を領し、都合三県を統轄してゐた。遼西郡治、従つて又その郭下の遼西県治は古くから大凌河下流右岸の汝羅城に比定せられてゐるが、それは明かに誤りで、汝羅城の管界内の地ではあつたが、汝羅城内ではなく、その稍々西北の地であつた。当時の文献に依れば營州とその東方に在る燕郡との距離は百八十里又は概数にして二百里と伝へられ、營州から燕郡を経て東南行する汝羅城迄の距離は二百七十里又は概数にして三百里と伝へられ、従つて燕郡と汝羅城との距離は九十里、概数にして百里となるが、明代の史料に依れば遼西郡の故治たる當時の遼西鎮は燕郡の故地たる義州の東四十里に在りと伝へられており、従つて遼西郡治は汝羅城の西北約五十里の地点に在つたこととなる。大凌河に沿つてその上流に寄つてゐたのであらう。

廬河県は瀘河県とも書かれ、此の県名は大凌河の當時の河名彭瀘河（白狼河）に因んだものと解せられ、県治の位置は今の義県、即ち當時の燕郡、契丹の宜州に比定せられてゐる。懷遠県治の所在に就いては従来諸説があるが、それらは一切誤りで、突地稽が隋に來投した時安置せられた燕支城、即ち今の四角坂土城に比定すべきものである。遼西・廬河・懷

遠の三県を領する遼西郡の太守となつた突地稽は当然その住みなれた燕支城、即ち懷遠県の地を去つて遼西郡治たる大凌河下流右岸の地に移つたわけである。燕支城の居住は殆んど三十年に近い。遼西郡の三県の位置を綜観すると、大凌河の流域を最下流から燕郡に迄溯り、更にその西北方の燕支城に至る一線の地帯を占め、遼西の地を西北から東南に至る斜線で縦断してゐる。従つてその管域は遼河を以て西界とする高句麗が西侵した場合に最初に攻撃を受ける地帯であり、然も高句麗の西侵を大凌河の天險によつて防遏すべき戰略上の重要地帯でもあつた。煬帝が此の重要な戰略地帯を遼西郡として一括し、勇名轟く突地稽をその太守に拔擢したのは、彼に太守の榮位を与へつつその一党の力を対高句麗作戰に利用せんとしたものに外ならぬ。然し煬帝の高句麗遠征は大失敗に終り、それが誘因となつて群雄各地に蜂起し、隋の国運遽に傾いて行つたこと、周知の如くである。隋の大内乱は此れに乗ずる高句麗の反撃的侵寇を招き、攻撃の正面に立たされた遼西郡の突地稽一党は遂に居たたまれず、大業十一年、柳城郡治に逃入避難し、それに伴つて遼西郡治及び郭下の遼西県治も引上げられて柳城郡治に寄理し、さうした状態の下に隋・唐の交代となつた。唐は武徳元年に遼西郡を燕州、柳城郡を管州と改め、同年、遼（瀋）河県を廢し、降つて貞觀元年に懷遠県をも廢止した。燕州及び郭下県としての遼西県のみは尚存続したが、それは管州内に寄理したもので、全く自らの管域をもたない州県、即ち當時の所謂「無実土」の州県にすぎなかつた。つまり燕州・遼西県は名は州県と云ふものゝ実体は管州の領域内に住む突地稽一党の靺鞨集団を指す名称に外ならぬものとなり、従つて突地稽は刺史の職を帯しては居たがその実体は旧の一酋長に還元してそれを一步も出ないものとなつてゐたわけである。突地稽の靺鞨集団は武徳六年に幽州の管内に移され、従つて此の集団の名称となつてゐた燕州も幽州の管内に移り、その羈縻下に置かれることとなつた。^{註185}

遼河・懷遠二県の廢止は唐の建国後であるが、此の二県に對する突地稽の太守としての統轄權は彼が柳城郡内に逃入して遼西郡及び県を此所に寄理した隋末以來既に失はれてゐたものと思はれる。遼西郡及び郭下遼西県の故地に對する支配

權の失はれたことは云ふ迄もない。従つて遼西・懷遠・盧河の三県に対する唐の措置は燕州刺史突地稽とは關係なく行はれ得たと解せられる。突地稽の引揚げと共に放棄状態におかれた遼西県、武徳元年に廢止せられた盧河県は措いて、武徳の九年間を通じて存置せられてゐた懷遠県に就いて見るに、新唐書^{卷四}地理志・羈縻州・契丹州の項に

威州。本遼州。武徳二年以內稽部落置。初治燕支城。後僑治營州城中。貞觀元年更名。^中略。一。威化。

とある如く、武徳二年、契丹の內稽部落を以て遼州を置き、燕支城を州治としてゐる。州治はやがて營州城内に寄理せられ、貞觀元年には威州と改名せられたと云ふ。管県は郭下の威化一県で、旧唐書^{卷三}地理志・河化道・威州の条に依れば

貞觀十三年の管戸数は七百二十九、口数は四千二百二十二であつた。此の州も後ちに幽州管内に移されてゐる。遼州の設置が武徳二年で、燕支城に治してゐたとすれば、そこは懷遠県の地であり、然も此の県は貞觀元年迄存続してゐたのであるから、遼州の郭下県の名は初め此の懷遠県であつたと見る外なく、地理志の威化県はその後ちの改名に相違なく、その改名の年は遼州が威州と改められた貞觀元年であらう。貞觀元年は懷遠県を廢止した年に當るから、懷遠県の廢止は威化県への改名及び他の地への移転と云ふ形を以て行はれたものとなる。此の契丹人の遼州と靺鞨人の燕州とは營州の羈縻下に置かれた。旧唐書^{卷三}地理志・河北道・營州の条に

營州。上都督府。隋柳城郡。武徳元年。改為營州總管府。領遼・燕二州。領柳城一県。

とあるは、此の統属關係を示す記事である。但しそれも此の二州が幽州の管内に移される迄のことであつたことは云ふ迄もない。

契丹人の遼州は設置後幾何もなく營州に移され、更に幽州に入り、懷遠県は廢止せられたのであるが、県を廢止した後ちの此の地の消息に就いては、万歲通天元年、遼西地区が契丹の李尽忠等に占領せられ、開元五年、再び唐に奪回せられる迄の期間を通じて未だ此れを究明するに至つてゐない。遼西・瀘河兩県に就いても同様である。然し一度設置せられ

た県の名がその地に久しく伝へられてゐたことは一応考へられる所である。新唐書^{卷三}地理志・河北道・平州の条に十二鎮十二戌の名があげられてゐるが、十二戌名を見るに、紫蒙・白狼・昌黎・遼西等、明かに平州の界外遼西地区内に在つた戌と見なければならぬものが多数交つて居り、殊に遼西戌は恐らく嘗ての遼西郡及び遼西県の故地に置かれたものと相違なく、此の二鎮十二戌が何時の頃の調査を伝へたものであるかはつきとめてゐないにしても、とにかく遼西の郡県名がその廃止後も地名として残存してゐたことを窺ひ知る参考となる。懷遠県及びそこに置かれた遼州の名も恐らく残存してゐたであらう。瀋河県の名は燕郡の名を以て唐史に再び登場し、遼代には宜州とせられてゐたこと、既往の如くである。

さて遼西地区に置かれた遼州・燕州は唐初にしばらく存在してゐたのみであり、然も領域のない無実土州としてその実体は契丹人・靺鞨人の集団にすぎず、何れも設置後数年ならずして幽州管内に移されてゐる。幽州管内に移されてゐた以上、平盧の巡属とせられた遼州、燕州を以て此の契丹人・靺鞨人の集団たる遼州、燕州に当てることは絶対に許されない。支郡である以上、その州は実土をもつ州である可きであり、又漢人の州でもなければならぬ。然らば此の支郡としての燕・遼二州はどこに求むべきであるか。

旧唐書^{卷一四五}李希烈伝に

李希烈。遼西人。父大定。希烈少従平盧軍。後随李忠臣（本名董秦）過海至河南（至徳二年三月）とあるに對し、新唐書^{卷二二}同人伝には

李希烈。燕州遼西人。少籍平盧軍。云云。

とあり、一方が單に遼西人とあるに對し、他方は燕州遼西人と伝へてゐる。燕州遼西人とは燕州遼西県の出身と云ふ意味に外ならず、従つて右の伝記により遼西郡遼西県の故地に燕州遼西県が置かれたことを知る。平盧の支郡とせられた燕州は此の遼西郡の故地に置かれた燕州であつたと見る可きである。突地稽の一派が隋末に柳城郡に逃げ込み、それに伴つて

營州に寄理する形となつた遼西郡が燕州と改められたのは唐初で、然も此の燕州はやがて突地稽一党の幽州管内への移住と共に幽州内に移つたのであるから、平盧の支郡とは關係なく、従つて遼西郡の故地に置かれ平盧の支郡とせられた燕州は突地稽の集團を指す燕州とは關係のない別の州で、その設置は恐らく開元七年の平盧軍節度使創置の際のことであらう。此の平盧の支郡としての燕州の管界は郭下の遼西県が伝へられてゐるのみで、その外には所見がないが、營州でさへも郭下の柳城一県を管するにすぎなかつた事実から推して、燕州の管轄も恐らく郭下の遼西一県に止まり、他に管界は無かつたものであらう。即ち遼西県以外に所見がないのは、事実管界が無かつた為めと解せられるのである。遼西郡故城に置かれた燕州は突地稽の集團を指す燕州とは別のもので直接の關係はないが、遼西郡故城に設置せられた州に燕州の名を附けたのは、隋末に突地稽の柳城郡への引揚げと共にそこに寄理することとなつてゐた遼西郡を唐初に燕州と改めたことから、遼西郡の州名は燕州なりとする考へが生れており、そのことから遼西郡故城への州の設置を遼西郡の復活と見て燕州の名を冠すべしとしたのであらう。

燕州と共に平盧藩の支郡とせられた遼州に就いては当時の文献に所見を求め得ないが、營州柳城県・瀘河県故地即燕郡・燕州遼西県等の地を除く遼西地区内の要地で州を設置し得可き第一の候補は今の四角坂土城、即ち隋の遼西郡の三管界の一たる懷遠県の故地であり、然も此所は唐初に契丹の内稽部落を以て遼州の置かれた所であるから、恐らく此所に置かれたものであらう。同じ遼州の名を附けたのは旧遼州の復活として扱はれたからであらう。此所は遼代に白川州が置かれた所であるが、^{註190}武経總要・前集^{卷六}一北蕃地理・中京四面諸州の項に

白川州。築城在遼沢之中。東距医巫闾山。西至營州。地宜桑柘。民知織紉之利。歲奉中国幣帛。多書白川州税戸所輸云。

とある如く、契丹時代には満蒙に珍らしい絹の産地となつてゐた。勿論それは遼朝の徙民政策による殖産振興の熱心な努

力の結実であるが、それにしても此所が此の方面に於ける屈指の適農地であり、従つて漢人の生活にも優れた条件を有してゐたことは紛れない。遼州の地は此所に比定して誤り無いであらう。その管県に就いては所伝史料を索め得ないが、營州・燕州の例から推してやはり郭下の一県に止まつてゐたに相違ないであらう。県名も確証は無いがやはり唐初の懷遠を襲名してゐたに相違あるまい。後文に論及する如く、遼州は開元二十年に廢せられ、その後、歸投の奚人を以て順化州が置かれたが、その唯一の管県の名は懷遠とせられており、更に天寶に入つて此所に新に軍がおかれた時、その軍名も亦懷遠とせられてゐるのは、此の地に懷遠の名が引続いて残存して居り、県や軍が置かれる時はその名を復活せしめる傾向があつたことを示し、延いては開元七年に復活した遼州の郭下県も懷遠の名であつたとする推測を支へる一の資料となる。

創置当初の平盧藩の支郡及びその位置に就いての考察は以上に尽きる。これら支郡及びその管県の位置を総観するに、何れも大凌河流域より西に在り、それより東方の遼河に至る地域には全く州県が設置せられなかつたことを知る。然しこのことから直ちに大凌河以東遼河以西の地が平盧藩の領域外に放置せられてゐたと推断するのは早計である。此の地方も平盧藩の領域として統轄せられてゐたのであつて、このことは安東都護府が小高句麗・渤海等を羈縻して行く上に絶対不可欠の必要条件として推定せられるのみならず、軍鎮城戍の配置によつて確証せられるのであるが、軍鎮の配置に就いては後節に更めて詳考する。

平盧藩の支郡に就いて更に注目すべきは、安東都護府をも含めてその総てが隋の遼西郡の管下三県を州としたものであると云ふことである。このことは此れら三州府が必ずしも独立の一州を設けるに値する程のものでなく、せいぜい州下の県として扱ひ得る程度のものであつたことを察知せしめるに足る。州格として以外に理蕃機関としての性格をも併せもつ安東都護府はともかくとして、燕州や遼州の如く僅か一県を領するにすぎない極小の州は、寧ろ隋代の如く県として一州に統轄せしめて然る可きである。それを敢て一州としたのは、会府・支郡を合せて必ず二州以上を領有すべき節度使制の

原則を平盧にも具備せしめる必要があつたにも拘らず、遼西地区にはさうした有力支郡設置の候補地がなく、従つて県制にも及び難い地を敢て州にする外なかつたからであらう。つまり燕・遼州の設置は平盧藩に節度使たるの形式条件を具へさせるための無理な対策であつたと考へられるのである。開元二十年、平盧藩が廃せられその所領が悉く幽州藩の支郡に編入せられた際の州名を、新唐書・方鎮表・幽州の項に就いて検出するに、營州と安東都護府との二州府に止まり、燕・遼二州の名は無く、従つて此の二州は平盧の廃藩と共に廃省せられたことが察せられる。それは平盧藩の廃止によつて此の二州が平盧に支郡領有の形を整へさせてゐた役割もその必要がなくなり、延いては州たる必要も無くなつた為めと解せられる、その後開元二十七年に至つて平盧藩は復置せられたが、その際、燕・遼二州がどう処置せられたか、換言すれば復置せられたかどうか、此の点を書き伝へた史料は索められず、明かでない。然し天宝二年に安東都護府が東方に遷されたことに就いて、その移転先を当時の文獻は遼西郡故城と云ひ、燕州遼西県とは云つてゐないから、燕州の復活は行はれなかつたものの如く思はれる。遼州も恐らくは同様であらう。果して然らば此の二州に代つて支郡の役割を果す別の州がおかれてゐたこととなるが、その州名は知るべくもない。只此所に一考すべきものに順化州がある。

方鎮表・幽州・開元二十九年の項に

幽州節度副使領平盧軍節度副使。治順化州。

とあつて、幽州節度副使が平盧軍節度副使を兼ね、順化州に駐治することとしたと云ふ。時に平盧藩は幽州節度使の一元指揮の下におかれ、従つて藩はあつても専任の節度使は任命せられず、事実上の責任者は平盧軍節度副使であつた、従つて辞令の上では幽州節度副使が平盧軍節度副使を兼任する形式を取つてゐたが、実態は順化州に駐治する平盧軍節度副使が幽州節度副使をも遙領してゐる關係に在つたのである。尚此の時の節度副使が安祿山であつたことは先に述べた如くである。事実上の平盧藩の責任者たる平盧軍節度副使が營州に駐治しないで順化州に出駐してゐたのは明かに異常なあり方

で、特殊な事情のあつたことを思はせるが、その究明は今の所手掛りがつかめず如何ともなし難い。然したとへ一時的にもせよ出駐の場所とせられた順化州は平盧藩内に於ける屈指の要衝に位置してゐた地と見なければならぬ。そこで順化州に就いて考察するに、その手掛りとなるのは新唐書^{卷四}地理志・羈縻州の奚州の項に

順化州^{奚州}
懷遠

とあるのが唯一である。然し此れによつて順化州は来投奚人を以て置かれた羈縻州であり、従つて支郡のうちには入らぬ州であつたことが知られる。又その唯一の属県が懷遠と名づけられてゐることから、順化州及び郭下県懷遠の治所は嘗ての遼州懷遠県の故地であつたことが察せられ、又唐初の遼州・懷遠県の廃止後、懷遠の名が久しく此の地に残存し続けてゐたことも知られる、順化州が支郡たり得ない羈縻州であつたとすれば、開元二十七年に復活せられた後ちの平盧藩の支郡は殘念乍ら州格の都護府以外に一州も知り得ないこととなる。

燕・遼二州が廃止せられたことは必ずしも此の地方に対する唐の支配の放棄を意味するものではない。その後も唐の支配下に置かれてゐたことは、やがて遼州の故地に奚人を安置した順化州が置かれ、天寶二年に燕州の故地に安東都護府が移されてゐる（後述）ことに徴して明かである。然らばその管轄に當つた州は何れか。更めて論ずる迄もなく、それは營州若しくは州格としての安東都護府を措いて外に無かつた筈である。つまりそれだけ營州若しくは州格としての都護府の管域に展縮があつたわけである。

以上を要するに、平盧藩の領域は遼河の線に迄達してゐたが、巡属の州県は開元末に至る迄すべて大凌河流域より西に限られ、その東方に及んでゐなかつたのである。

第二項 天寶年間の領州

新唐書の方鎮表は遼・燕二州以外の平盧の支郡に就いて全然記す所がないが、資治通鑑^{卷二}天寶元年正月の条に掲げら

れた十節度使の説明記事の平盧に関するものには

平盧節度。鎮撫室韋・靺鞨。統平盧・盧龍二軍・渝関守捉・安東都護府。屯營平二州之境。治營州。

とあつて、会府の營州、安東都護府等、此れ迄の所領の外に新に平州を加へてゐる。平盧の平州領有は此れが始見の記事であり、旧は幽州節度使の巡属とせられてゐたこと、方鎮表の開元二年の条に明記せられてゐる所であるから、その平盧への転属の年が究明せらるべき問題点となるが、此れを明記してゐる史料は索められない。然し平盧藩がその内部構成の面で大きな変化を見せ、一段と充実せられたのは天宝初年のことであるから、平州の転属も恐らく此の天宝元年で、平盧藩の充実策の一環として行はれたのであらう。平州の管県は郭下の盧龍（今名同じ）・石城（灤州の西南）・馬城（灤州の南）の三県で、新唐書の地理志に依れば、天宝元年の管戸数三千一百一十三、口数二万五千八十であつたと云ふ。管城・戸口共に当時としては特小の部に入る州である。

会府の營州に就いては先に述べた所で、新に追加すべきものはない。只方鎮表の天宝二年の条に

平盧軍節度使。治遼西故城。

とあつて、恰も天宝二年に節度使の会府が營州から隋の遼西郡の故城に移された如く記してゐるのは、実は都護府の移転を誤つたもので、会府は終始一貫して營州に定着してゐたことを一言しておく。

安東都護府が天宝二年に燕郡から遼西郡の故地に移されたことは、旧唐書^{卷三}地理志・河北道・安東都護府の条に

天宝二年。移於遼西故郡城。

と明記せられてゐる。遼西故郡城は燕郡（義州）の東四十里、従つて營州の東二百二十里に在り、又汝羅城の西北五十里に當つて居たことは先に述べた如くである。所が当時の文献には此の遼西郡に移された都護府の位置を營州の東（正確には東南）約三百里、正確には二百七十里に在りと伝へたものが多い。資治通鑑の十節度使の説明記事に対する胡註に

安東都護府。在營州東三百里。

とあり、旧唐書^{卷三八}地理志・序文中の平盧軍節度使の記事の原註に

安東都護府。在營州東二百七十里。

とある等はその数例である。營州の東南二百七十里に在る要地とは汝羅城に外ならぬ。従つて右の諸例に見られる安東都護府の位置の説明は都護府の所在を汝羅城なりとする考へに立つたものに外ならぬ。然し都護府の移転先を汝羅城なりとする比定は絶対に此れを許さぬ強力な反証がある。それは平盧藩が天寶二年以後大軍拡を行ひ、従来の四軍鎮を十一軍鎮に増した際、その新增七軍鎮の中に汝羅守捉と安東守捉とを置いてゐると云ふ事實である。その詳細は後文に更めて論述するが、同一地には絶対に二以上の軍団を併置することはないと云ふのが唐一代を貫く方針となつてゐるから、此の兩守捉も当然その場所を異にしてゐた筈であり、汝羅に置かれたと見る可き汝羅守捉の外に、安東都護府の治所に置かれたと見る可き安東守捉が存在してゐたことは、安東都護府が汝羅以外の地に在つたこと、即ちその燕郡からの移転先が汝羅でなかつたことを示す不動の証拠であると云へる。事實、都護府の移転先は汝羅の西北五十里に在る遼西故郡城であつたこと、旧唐書の地理志に明記せられてゐる如くである。然らば何故これを汝羅と取違へた所伝を生じたのか。その事情は次の如く解せられる。

隋の煬帝が大業八年に粟末靺鞨の巨酋突地稽を太守として設置した遼西郡の治所は、既述の如く汝羅城の西北五十里の地点に在つたが、そこは汝羅城の管域内であつたため、遼西郡は汝羅城に置かれたと書き伝へられ、それは例へば幽州の管内に置かれた場合往々幽州に置くと表現せられてゐたのと同じ様式であつたが、後人からは遼西郡治が汝羅城内に置かれたかの如く受取られる結果を生むこととなつた。このことに就いては既に詳論した所であるが、^{註191}太平寰宇記^{卷六}河北道・幽州・幽都県の条に

煬帝八年。為置遼西郡。以突地稽為太守。理營州東二(三之)百里汝羅城。

とあり、新唐書卷三九地理志・河北道・幽州・幽都県の条に

隋。於營州之境汝羅城置遼西郡。云云。

とある等は、何れもかうした誤解混同の上に立つた記述である。この様に遼西郡と汝羅城とを混同同一視した結果、遼西郡に移された安東都護府の位置を説明するに汝羅の地理を以てすることとなり、かくして安東都護府の移転先が汝羅城なるかの如き所伝記事を生んだものと思はれるのである。

安東都護府は平盧軍節度使の創置以来その巡属の一として州格の取扱ひを受け、その意味で都護府は平盧の所領であつた、又節度使が都護を兼任してゐたことも多い。然し節度使の都護兼任は定制ではなく、従つて兼任ではなく専任の都護が任命せられてゐることもあつた。開元十年頃の平盧軍節度使就任と推定せられる臧懷亮が都護を兼任してゐたことはその碑銘に明記せられてゐる所であり、十五年就任の頴王濤も都護を兼任してゐたことは旧唐書の本紀に記されてゐる所である。然し又開元十三年に節度使でない専任の都護として薛泰が任命せられてゐたことが旧唐書の韃靼伝によつて確かめる、即ち都護は多くは節度使の兼任する所となつてゐたが、兼任を定制としてゐたのではない。然し州格としての都護府が平盧の所領とせられ、都護が殆んど節度使の兼任となつてゐたことは、それらの史実を伝へた文献を読む後人をしてややもすれば両者を不離一体の兼任制と誤解せしめ、延いては両機関はその治所を同じうしたとの考へを抱かしめる危険があつたと思はれる、實際は都護府治と会府とは創藩以来別地であつたが、仮に若し此れを同地とする誤解に立てば、天寶二年の安東都護府の遼西故郡城への移転は同時に平盧藩の会府の移転でもあつたとの誤解に陥る。藩鎮資料たる新唐書の方鎮表・幽州の項に於いて、天寶二年の欄にかけて

平盧軍節度使。治遼西故城。

とて、天寶二年に会府が遼西故城に移つたと記してゐるのは、都護府の移転を誤つたもので、会府は終始一貫して營州を動かなかつたこと、先に述べた如くであるが、此の様な誤りの所伝を生んだ所以は、恐らく方鎮表の撰者が会府と都護府治との制度的な同一地關係と云ふ誤つた考へにとらはれ、都護府移転の史料は直ちに会府移転の史料に転用し得ると信じたことにあるのであらう。後文に言及する如く、都護は東遷後に於いても専任が任命せられた事例が現存してゐる。

旧唐書の地理志に都護府の天寶の管戸数を五千七百一十八、口数を一万八千一百五十六と記してゐるが、それは遼西郡故城に移つた後ちの数と見る可きである。燕郡時代の管戸数一千五百八十二、營州の管戸数九百九十七等に対比するに、營州や燕郡地方に比して大凌河下流域に住む漢人が断然多かつたことを察するに足る。

營州の九百九十七戸、燕郡の一千五百八十二戸、平州の三千一百一十三戸、遼西故郡城の五千七百一十八戸、合計一万一千四百一十戸は平盧藩の管戸数として知り得る最大のものであるが、当時の河北道の一州の管戸数を見るに、十五万以上に魏州、十二万戸以上に滄州、十万戸以上に相・貝州等があり、その他も概ね数万戸を擁してゐるから、平盧藩はその管戸数に於いて中原の一小州にも及ばぬ貧弱なものであつたこととなる。經濟面に於いても同様に貧弱であつたことは自明で、そこに先述の如き補給の重要性があつたわけである。

最後に天寶年間に於ける平盧藩の領州を綜観するに、会府の營州と幽州より割隸せられた長城内の平州、及び遼西郡故城に移された安東都護府がその総べてであつて、開元年間と同様、何れも大凌河以西に在り、以東の地に及んでゐない。このことは一見如何にも平盧の藩政の重点が大凌河以西に限られ、以東の地は関心が薄いままに通されたかの觀を与へるが、實際は必ずしもさうでは無く、殊に天寶以後は重心が大きく東に移されたのであつて、そのことを実証するものは藩政の中心となる軍政、特に軍鎮の配置である。よつて次に平盧藩の軍鎮に対する考察に入ることとする。

註

此の碑文は文苑英華^{卷八}〇七に李邕「左羽林大將軍臧公神道碑」として引載せられている。吳氏がその考証に用いたのは

以功^(河東)最拜羽林衛大將軍。復以本官兼安東大都護府・都督・撰御史中丞・平盧軍節度使・支度・營田・海運大使。往者。奚・霫諸蕃之詭信也、^中朝廷多之。拜冠軍大將軍。復本位。^中登岳展礼。^中公以驟奔走驅熊羆智勞

促來風疾。^中後命過拜復起前任。云云。

とある部分である。尚右文中の大都護府都督とは安東大都護府都護・營州都督の略であらう。

例えば開元元年から三年迄在任した甄道一は幽州都督・撰御史中丞・河北軍州節度大使であり、開元十八年より二十年迄の趙台章や二十一年から二十七年迄の張守珪は幽州長史兼御史中丞・幽州節度使である。(吳氏の方鎮年表^{卷四}幽州の項参照)。

旧唐書^{卷六二}張守珪伝。

唐会要^{卷七}八 節度使の項。

吳氏方鎮年表所引による。

通典^{卷七二}州郡序目、旧唐書^{卷三}八 地理志・序文。

天宝末以前の軍糧政策や課丁数の問題に就いては別稿を組んで詳論する。

当時、唐は対渤海関係の緊張から遼東半島方面を経営してい

たようであるから、登・萊から発送せられる物資のうちには此の方面への補給も若干あつたであらう。

朝鮮学報一九輯所載の拙稿「羅末三国の鼎立と対大陸海上交通貿易」の第三章二節一項の「契丹の港浦」の条参照。

通典^{卷七二}州郡典・序目、旧唐書^{卷三}九 地理志・序文等にも同一記事あり。

平盧藩の戸数に就いては次節の領州の考察の際に詳述する。此れらの差に就いては別に詳考したい考へである。

註¹⁸²に同じ。

史淵第五輯所載の拙稿。

史淵第四五輯所載の拙稿「隋唐に帰属せる粟末靺鞨人突地稽一党」

旧唐書^{卷三}九 地理志、太平寰宇記^{卷七}一の各河北道に同様の記事あり。

史淵第五輯所載の拙稿「隋の遼西郡に就いて」参照。註¹⁹⁰の論文参照。

**The Upbringing of Ping-lu (平盧) Chieh-tu-shih
(節度使) by Hsüan-tsung (玄宗) and Small Kao-
chü-li (高句麗)**

Kaizaburō HINO

Ping-lu Chieh-tu-shih was set up at Ying-chow (營州) (nowaday Chao-yang (朝陽)) in Kai-yüan (開元) the 7th (719) and it was given the duty to watch and gain ascendancy over Ch'i-tan (契丹), Hsi (奚), Po-hai (渤海), Mo-ho (靺鞨) and to secure Liaosi (遼西) which was the important area of communication between Tang (唐) and Manchuria (滿州).

The area was limited by Ta-ling-ho (大凌河) in the east, and by the Great Wall of China in the south, the number of registered Chinese families was, around three thousands, and the force was twenty and several thousands strong, two corps in all. And so this was one of the smallest Chieh-tu-shih in area, population and force.

On the contrary, Yu-chow (幽州) Chieh-tu-shih which was set up at the inner side of the Great Wall of China, the back area of the former, had ten and several corps and a force of more than a hundred thousands strong in all, and dominating economically rich Ho-pei (河北道), it was one of the biggest Chieh-tu-shih. Ch'i-tan and Hsi, connecting with Tuchüeh (Türküt) repeatedly resisted and invaded Tang. In such extraordinary cases, Ping-lu Chieh-tu-shih from short of a force had to depend aids from Yu-chow Chieh-tu-shih.

Especially, in the area of Ping-lu, there lived only a small number of Chinese, the production was dull, so it was indispensable, and materials for help were conveyed except the rout from Ho-pei across the Great Wall, by ship over the Po-hai Bay.

Such being the case, there arose inseparable connection between Ho-lu Chieh-tu-shih and Yu-chow Chieh-tu-shih, and the latter often held the former position imaltaneously, and that became

gradually customary.

Notorious An-lu-shan (安祿山) had been Chieh-tu-shih of the two for ten and several years after Tien-pao the 3rd (744), and gained a firm foothold there. The reason why he could rise in the great revolt against the Tang dynasty was this that he made full use of the customarized system of holding the two Chien-tu-shih simultaneously.

The rule of Ping-lu by An-lu-shan began in Tien-pao the first, and shortly after he strengthened the force, increasng the number of corps. By examining the disposition of the corps newly created, we can know, there was contained a inportant meaning in it, (about which see my next article.)